# 古事記傳

四十四


| 和書門 | |
|---|---|
| 類 | 一五 |
| 號 | 一五五 |
| 函 | 一七九 |
| 架 | 六 |
| 冊 | 四 |

| 内閣文庫 | |
|---|---|
| 和書 | |
| 類 | 一五 |
| 號 | 一五五 |
| 冊 | 四八 |
| 函 | 三七 |
| 架 | 一 |

| 内閣文庫 | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 | 15155 |
| 冊數 | | 48 ( 47 ) |
| 函號 | 270 | 1 |


国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

日本古典文学大系

# 古事記傳四十四之巻

## 玉穗宮巻（ホノミヤノマキ）

本居宣長謹撰

浅草文庫

袁本杼命（ヲホドノミコト）坐伊波禮之玉穗宮（イハレノタマホノミヤニマしテ）
治天下也（アメノシタシロしめしキ。コノスメラミコトヲノキミラガオヤナハ）天皇娶三尾君等祖
名若比賣生御子（ワカヒメヲメしテウミまセルミコ）大郎子（オホイラツコ）。次出
雲郎女（モノイラツメ）。二柱（フタハシラ）又娶尾張連等之祖（ムラジラガオヤ）

凡連之妹目子郎女生御子。廣國押建金日命。次建小廣國押楯命。二柱 又娶意富祁天皇之御子手白髮命是大后也 生御子。天國押波流岐廣庭命。波流岐三字以音。一柱

又娶息長眞手王之女麻組郎女生御子。佐佐宜郎女。一柱 又娶坂田大俣王之女黑比賣生御子。神前郎女。次茨田郎女。次馬(柱)(三)(又)(娶)(茨)(田)(連)(小)(望)(來)田郎女。

之女關比賣生御子。茨田大郎女。次小野
女。次白坂活日子郎女。次小野
郎女。亦名長目比賣。三柱又娶三
尾君加多夫之妹倭比賣生御
子。大郎女。次丸高王。次耳上王。

次赤比賣郎女。四柱又娶阿倍之
波延比賣生御子。若屋郎女。次
都夫良郎女。次阿豆王。三柱此天
皇之御子等。并十九王。男七。女
十二。
此之中天國押波流岐廣庭命

者。治天下。次廣國押建金日命
アメノシタシロシメシキ ツギニ ヒロクニオシタケカナヒノミコトモ
治天下。次建小廣國押楯命治
アメノシタシロシメシキ ツギニ タケヲヒロクニオシタテノミコトモアメノシタシロシメシキ
天下。次佐佐宜王者。拜伊勢神
ツギニ サヽゲノミコハ イセノカミノミヤヲイツキニツリタヘヒキ
宮也。

此始ハ真福寺本ハ品太王五世孫ト云六字アリ。抑此五世孫ハ事書紀ハ誉田天皇五世孫彦主人王子也。母曰振媛。振媛ハ活目天皇七世孫也。ト有リ。彦主人ヲ比古宇志ト訓ハ續紀一ハ阿倍朝臣御主人ト有ル名ヲモ宇志ヲ主人ト書テ。ヒコウシトモ。又ヒコヒトヲモ訓ハ皆非形ヨリ。ハテ書紀ヨリ此ハ此五世ノ世系ヲ具ハ挙ラハ次ノ如キ。ハ形ハ多ク五世孫ト有リ。ハ形ハ粗シ。思フニハ續紀ヨリ此書紀ノ方ヲ紀三十巻系図一巻ト有リテ其ハ此御世系モ記シ有ルヤ。又此記ハ中巻明宮段末ハ此五世ノ御世系ヲ挙ケ。ハ記サハ例形ノ如ク。傳世四ノ六十ノ一葉ハ云ハ如ク。かくて此御世系ヲ書紀釋ハ引ハ上宮記云ハ一云。九年都和希王娶ル経俣那加都比古女子名弟比賣麻和加生児若野毛二俣王娶ル母恩己麻和加中比賣生児大郎子一名意富富等王妹踐坂大中比弥王弟田宮中比弥弟布遅波良己等布斯郎女四人也。

此意富富杼王。娶中斯知命生児。宇非王。娶牟義都國造
名伊自牟良君女子。名久留比賣命生児。汙斯王。娶伊久
牟尼利比古大王生児。伊波都久和希児。偉波智和希児。
伊波己里和氣児。麻和加介児。阿加波智君児。乎波智君。
娶余奴臣祖名阿那尒比弥生児。都奴牟斯君。妹布利比
弥命也云く。九牟都和希王は。應神天皇なり。經俣の經を。誤字なるべし。此記に。咋俣とあり。母息
己は。母の下に弟ノ字脱たるなるべし。息己は息長を誤
れるなるべし。践坂を。此記には忍坂とあり。中斯知の知を。
和を誤れるなり。釋下に和とも作るぞ正しき。伊此御世
久牟尼利比古は。活目入彦にて。垂仁天皇なり。
系の趣を。應神天皇の御子。若野毛二俣王。御母を咋俣
中津比古の御女なり。仍て若野毛二俣王の御子大郎

子より。布遲波良己等布斯郎女まで傳へ。四柱にて。共に御
母を息長麻和加中比賣なり。是までぞれ御世系を。此記にも。明宮段の末に見え
たり。仍て此息長麻和加中比賣の御名
を紛へり。其由傳卅二の十二葉に云り。仍て大郎子の
御子宇非王。御母を中斯和命なり。此宇非王。中昔の書どもに。皆私斐王
とあれども。私字は古書に假字に用ひたる例なけれ
ば。誤なるべし。然るを後世何れの書にも皆然有るを。
始に誤れる書に據て。次々に書たるなり。仍て私字を何
の字を誤れるならむ。未考得ず。若は弘か。弘字は
通ず。ウヒ。母。ヲヒ。とも傳はさなるう。仍て弘字
を。書紀の外にも。をさく假字に用ひたるもなけれ
ば。いかゞあらむ。又玖を誤れ
るか。宇も玖も横に通音なり。仍て宇非王の御子汙斯
王。是即彦主人王にて。御母を牟義都國造氏の女なり。
牟義都を。美濃國武藝郡なり。此
國造の事。傳卅六の卅一葉に出。中昔の一說に。大郎子

ゐ御子彦主人王ゆゑ宇非王一世無き故非那俗傳
しゐて右の文ゐ伊久牟尼利比古大王云々ゆ云ふり
布利比弥命也ゆ云ふ傳ゆ振媛命ゐ御世系を挙ゐ
ゐて書紀ゐ活目天皇七世孫ゆゐ合ふ彼文ゆ云へ紫汙斯王娶伊久牟尼利比古大王七世孫布利比
弥命ゆ云々ゆゐを其七世ゐ系を直ゐゐけて挙
ゐゐ不ゐいゐく古文ゐゐゐまゐゐ然俗を後世人古文
を見知ら爻訓点を誤ふて釋ゐ次ゐ記ゐゐ系図ゆ
甚く違ふ看む人惑ふ右ゐ振媛命の世系
ゆ伊久牟尼利比古大王ゐ御子伊波都久和希其御子
偉波智和希其御子伊波己里和氣其御子麻和加介其
御子阿加波智君其御子乎波智君其御子都奴牟斯君
ゆ布利比弥命ゆ二柱ゐ御ふて御母
ゆ余奴臣祖阿那ゐ比弥那ゐ
云汙斯王坐弥乎國高嶋宮時聞此布利比賣命甚美女
ゐしゐて上宮記上件次文

遣人召上自三國坂井縣而娶所生伊波礼宮治天下平
冨等大公王也父汙斯王崩去而後王母布利比弥命言
曰我獨持抱王子無親族部之國唯我獨難養育比陀斯
挙之云尓時下去於在祖三國令坐多加牟久村也ゆゐ
ゐ御母振媛命ゐ御事ゆ書紀ゐも此同じさまゐ見え
ゐり弥乎國高嶋宮ゆ書紀ゐゆ近江國高嶋郡三尾
之別業ゆゐり上宮記のゐまゐゐゐゐ古く見ゆ和名抄
ゐ近江國高嶋郡三尾郷高嶋郷ゐゐゐり三國坂井縣
ゆ書紀ゐゐ三國坂中井ゆゐて中此云那ゆゐり和
名抄ゐ越前国坂井郡佐加乃井ゆあゐ神名式ゐ同郡
三國神社續紀世五ゐ越前坂井郡三國湊ゆゐり多加
牟久村ゆゆ書紀ゐ高向ゆゐて越前國邑名ゆ注せ
ゐゐ和名抄ゐ越前國坂井郡高向郷多
加無古神名式ゐ同郡高向神社ゐゐゐ抑此継躰天
皇ゐ御祖先ゐ御世系他古書ゆゆ皆漏ゐゐ

ぶ。此上宮記の文に残事多く甚だ甚だ歎しく多き中
やうをわげふぞの子けり。若此文の傳はらばらましか
ば。終に世に知らるべし。此御世系は古く正しく說
て既ぬ傳きものを。中昔の書ぶに。速総別命の御子ぶ
傳きに非ず。そも〳〵意富冨杼王は沼毛二俣王の御
子に坐すぞ。此記中巻明宮段末に見え又
右の上宮記にも然のみ載たれば。論ずるを速総別皇子の御
子ぶしを云ふぞ。本いかに紛れうのまむ。昔の人の
一つの傳へもあるべしに。今古き書ぶに見えざるぶ
らぶ。然ふを中昔の諸書ぶ皆然記ぶ。何ぶ書ぶかに依りけむ。其をいかあるべきぞ。此記及上宮記
の古く傳ぶ方をぶ。正しく據を見えぬ說
に依傳きぶ。○此天皇後ぶ漢樣ぶ御謚。繼體天皇ぶ申
ふ。○伊波禮上ぶ出の二傳世八葉。○玉穗宮書紀ぶ五年冬十

月。遷都山背筒城。筒城は傳世六ぶ出あり。ぶて初越前
宮ぶ坐しけふぶ上り坐てより。此五年まで坐。何の
か物ぶ見えぬ。十二年春三月。遷都弟國。弟國を傳ニ十五ぶ出
二十年秋九月丁酉朔己酉。遷都磐余玉穗。一本云七年也。ぶ
ぶ。此ぶ依ぶ玉穗を舊ぶ地名の如く聞ゆ。
ぶ不此宮を美称ぶ號ぶ。大和志ぶ此宮の跡未詳ぶ云
ぶ。○三尾君中巻玉垣宮段ぶ出。傳世四の二十七葉近江國高嶋
郡なり。○若比賣父ぶ名を傳はらぬぶ。さて先祖
ぶ姉妹ぶ。只ぶ某氏之祖ぶ云ふぶ。例多く見
ゆ。傳世一ぶ四葉ぶ云ふ。○大郎子高祖父ぶ御名ぶ同じ。大
ぶ御長子ぶ坐ぶ。御妹ぶ大郎女ぶ申ぶ坐ぶ。
さて郎子郎女ぶ親しみて申ぶ称ぶ。御長子を

如此申せる事ハ同御名乃ち傳まうせ形ル。○出雲郎女大和國城上郡ニ出雲村乃ル。彼地ニ住坐けるニ依て書紀云次妃三尾角折君妹曰稚子媛生大郎皇子與出雲皇女。○尾張連中卷掖上宮段ニ出傳世一の二十一葉○凡連凡そ意布志ヲ訓ル。大ル意形ル。こゝ事上卷九河内國造ル下傳七ル七十三葉ニ云ヲ。ちて姓氏録ニ凡海連ヲ云姓を見えて。火明命之後也ヲ乃ル。尾張連ル支ル別なり。○目子郎女目微比賣を云類の贊ル添名を添ル。○廣國押建金日命こゝを天下所知看ル御称名形ル。押は大の意なり。金日の意を未思得ず。師を宮号ニ金著れハ。の反ヒを云ル。金日即チ金著かヲ云ル。ヲ。ぐ。金ぐ。舊印本をぐ。ニ連の上ニ是を いかゝ。○連ニ廣國押楯命。舊印本をぐ。ニ連の上ニ是を也ニ字ル添を衍なり。

御称名形ル。御兄命ル御名の廣國を兼て小廣國ル。を申せり。書紀ニ元妃尾張連草香女曰目子媛。更名色部生二子皆有天下。其一曰勾大兄皇子是為廣國排武金日尊。其二曰檜隈高田皇子是為武小廣國排楯尊。欽明卷分注ニ檜隈高田天皇ヲ。○意冨祁天皇。諸本ニ冨字形し。今を真福寺本延佳本ニ依ル。○手白髮命上ニ出傳四十三ル七十三葉○是大后也。真福寺本ニ也字なし。書紀ニ元年二月云こゝ。大伴大連奏請曰。臣聞前王之宰世也。非ニ維城之固。無ニ以鎮其乾坤。非掖庭之親。無ニ以継其趺蕚。云こゝ。請立手白香皇女納為皇后。遣神祇伯等敬祭神祇。求天皇息允答民望。天皇可矣。三月詔曰。云こゝ。立皇后

手白香皇女修教于内。遂生一男。是為天國排開廣庭尊。
（開此云波羅企）是嫡子而幼年。於二兄治後有天下。
式ふ。衾田墓。手白香皇女在大和國山辺郡。兆域東西二
町。南北二町。無守戸。令山辺道勾岡上陵戸兼守。○天國
押波流岐廣庭命。を以て天下所知者。と云て御称名形ふ
伝し。初の御名を傳ふ。波流岐を。書紀ふ開ゆ書き多ふ意
はらぶ。心をはふくと云を。開く意ふて同じ。出雲國造
神賀詞ふ。麻蘇比乃大御鏡乃面手意志波留志天見行
事能己登久云て。催馬樂東屋ふ。わしひらいてを。一本
非波。開いて。廣庭を。上よりかゝりて。称名形ふ。書紀齊明巻ふ。
の意形ふ。

朝倉橘廣庭宮ゆ云宮号を見ゆ。○息長真手王。諸本皆真字形し。下他
を。此字を。し。然はふ。延佳本ふのみ。此延を彼延を
真字はを。書紀ふ依て。補て形ふ。伝し。此ふを彼
ふを。諸本共ふ此字無きを。若を息長手王かゆも思
て。何ゆかゆ間形かぬ。こゝ。ちはを。今も姑書紀ふ
依て。延佳本形て。に書
形。を。よく考ふ伝し。何を。孔王の御子ふ。詳形ふ
形。息長を。近江國坂田郡形ふ。上ふ出。真手形意未考得
ず。○麻組郎女。袁久美ゆ訓伝し。書紀ふ麻績形ふ。
然を。此を袁美ゆ訓伝を。思て。績ゆ組ゆは。
意異ふして。組を然訓伝を由形し。又美形借字ふ。組ゆ
書伝く。袁美を。袁宇美形れ。宇ゆ久ゆ通ひて。此名は
を非ず。袁久美ゆも袁宇美ゆも傳はを。形はふ伝し。肥後國風土記ふ。肥
君等祖健緒組ゆ云名を見えあり。○佐くゆ郎女。御名意書紀ふ書き多

ふ字ぞ如き。彼物ふ由緣ぞ乃めけむ。和名抄ふ大角豆一名白角豆色如牙角故以名之。和名散こ介ぞ乃め。又師を息長近江ぞ乃多ぞ。此を近江の地名。佐こ木ぞふ傳し。ぞ云多ぞ。和名抄ふ彼地名篠筥ぞ乃多ぞ。此説を由ぞ。ふ非多ぞ。彼地名。此記ふを佐こ紀ぞ乃れぞ。宜字を書傳をふ非ぞ。宜を師ぞ乃ぞ請多ふを違す。宜そげぞ乃假字ぞ乃。書紀ふ次息長真手王女曰麻績娘子生荳角皇女。荳角此云菽佐婆。是侍伊勢大神祠。○坂田大俣王。坂田を近江國坂田郡ぞ乃。大俣を地名ふやあらむ。敏達天皇ぞ御子ふを。同御名ぞ乃。王。ぞて此大俣王。若こを大富祖ふを非ふ。王ぞ御子。或を御孫ぞ乃。○黒比賣上ふ同名ぞ乃。○神前郎女。和名抄ふ近江國神崎郡神崎郷加無佐木ぞ乃。此地名ぞ

御名ぞ乃傳し。此皇女安閑天皇ぞ御陵ふ合葬奉ふ。書紀ふ見ゆ。○茨田郎女。諸本茨字無し。今を延佳本ふ依て補す。延佳本を書紀ふ依て補す。此を地名ふ。上ふ出。傳世五の十五葉。○次馬来田郎女。諸本此六字皆無し。真福寺本ふ次田郎女ぞ乃。馬来、二字無し。今を真福寺本ふ依て補す。又書紀ふ依て補す。馬来田を上総國ぞ地名ふ。上ふ出。傳七の十七葉。此皇女何の由ぞ乃此地名を負賜ふ。詳ぞ乃。茨田ぞ馬来田ぞ唱ぞ乃。茨田郎女。紛ぞて二柱ぞ傳は書紀天武巻ふ男名ふ大伴連を多ふ。似ぞ乃。を茨田郎馬来田ぞ云を。○三柱二字を。前後ぞ乃例ふ従ひ。今補す。○又娶茨田連小望之女關比賣生御子。茨田大郎女。此二十字諸本共ふ無し。今を書紀ふ依て補す。其由を下ふ云傳し。茨田連

上に出。傳二十の五十一葉 此ノ皇女。御母ノ家の由に縁て。茨田に住
居坐ましゝなるべし。さて上なる茨田ノ郎女より。前に生
坐る故に。大郎女とは申せるなり。上なる茨田ノ郎女と。由ありて同く茨田
に住居坐けむを。御姉に坐方を。大郎女とは申して。御名を分別てはこのなり。〇白坂活日子
郎女。子ノ字は衍なり。書紀に依て削去べし。凡て女の名に。日子と云ることは例もこゝろわるもなければなり。
なり。白坂は地ノ名なるべし。未考出ず。活日を称名なるは。書
紀崇神ノ巻なるに例あり。高橋ノ邑ノ人活日とあるは。こゝは男ノ名なり。哥に伊句臂とあるなり。
〇小野ノ郎女。諸本小ノ字を脱せり。今は延佳本に依れり。延佳本は。舊事記又書紀ノ一本などに依て
補へるなり。小野は。近江ノ國滋賀ノ郡の地ノ名なり。此ノ地の事。上
に云り。傳廿一の二十七葉 〇長目比賣。御名ノ義はいかなる

し。目は上に例あり。〇三柱は。諸本に四柱とあり。真福寺本又
一本などには二柱とあるを。今は現数に依て改めつ。
四柱と作るは。脱文のまゝに計へて改めたるなる
べく。二柱とあるは。三ノ字を二に誤れるなるべし。そ
もく此ノ處書紀と合せ見るに。脱たることも多きは。本よ
り傳の異なるにやあらむと思へども。真福寺本に。田郎女の
下に。今一ッ次田郎女とあるなれど。又茨田の茨ノ字。小野の
小ノ字などの脱たるなるを思ふに。なほ脱文あり。且下
に凡ての御子たちの数を。十九王。又女十二とも云る。現
本のまゝにては。二柱足らず。故今は書紀に依て。上ノ件
の如く補へるなり。書紀には。次ニ坂田ノ大跨王ノ女曰ニ廣媛一生

三女長曰神前皇女仲曰茨田皇女少曰馬来田皇女云
云茨田連小望女或曰妹曰開媛生三女長曰茨田大郎皇
女仲曰白坂活日姫皇女少曰小野稚郎皇女更名長石姫
ものなり。活日の日字を曰ふ誤まり。此記又舊事紀
ふ依て改べし。又小野を小字を比ふ誤まり。一本
及舊事紀ふ小ものある宜し。○三尾君を上ものを同族ものなり。○
加多夫書紀ふ名堅槻ものなり。槻一本ふ桜ものあり。何
ものを。珠ふ近く名義詳ものなり。書紀雄畧巻ふ九河内直
通ものを音ものなり。
香賜香賜此云香賜掬夫ものを云人を見ゆ。○倭比賣同名なり。○大
郎女かく御名負坐ものを。皇女ものを中の御長ものを坐
けむ。○九高王を麻呂古ものを訓ものなり。高をコものよむを。字
音ものなり。高志をものを

如し。書紀ふは椀子ものなり。呂ものを理みは通音なり。師を此
をも書紀ふ依て。ものを訓
ものを。丸を。ものを訓がなし。且欽明天皇ものを御子
ふ。書紀ふは椀子皇子ものなり。此記ふを麻呂古王
ものなり。其ふ准ず。
丸を麻呂古ものを。子を親み愛みて呼
称ふて。麻呂は自称ものなり。吾子ものを云が如し。書紀此御
巻ふ。詔ふ。懿哉摩呂古云くまく朕子麻呂古云くものを
なり。勾大兄皇子を指てかく詔ふ。これ此勾大兄
ものを。非ず。親み愛みて詔ふなり。皇子ものを亦御名
て御名ふ負せものなり。欽明天皇ものを御子なを。此御
名ものなり。敏達天皇ものを御子。忍坂日子人太子ものを亦御
名を。麻呂古ものを申せり。○耳上王。上字は。耳を上ものを声ふ
唱ものを由ものなり。其例上巻

神御名ふ多し。御名意上巻忍穂耳命の下に云ふが如し。傳七の五

十四葉

○赤比賣郎女。御名義こゝにあるべし。書紀ふ。

次三尾君堅槻女曰倭媛。生二男二女。其一曰大郎子皇女。其二曰桃子皇子。是三國公之先也。其三曰耳皇子。其四曰赤姫皇女。ふ大郎子皇女ゝ同ふ子。字を衍を公ふ先を此記ゝ傳異形なり。傳世四ふ五十四葉ふ云ふが如し。ふて書紀の今本此御巻第三葉より第五葉まで間文の錯乱多ふ。其錯を第三葉の計之大王の次を第四葉ふ子民治國云く牙ふ。第五葉の於二凡治後の次は第三葉ふ有其天下云く牙ふ。第四葉ふ曰耳皇子ふ次は第五葉の其四曰云く牙ふ。文を見む人。○阿倍は此の函ふ事ふ於いふ。ふ。姓を地名か。若姓なら。ゝ。ふ。を挙げ。又某が女若を妹ふ。ふ。無けれ。



此地ふ事上ふ云ふ。傳二十二の七葉

○波延比賣。名義光映ふ。

やはらむ。書紀ふ萬ゝ書ふ。借字なふ。萬は字書ふ。草木初生貌ゝ注せり。生の意ふ。

書紀ふ顕宗天皇仁賢天皇ふゝの御母ふ御名を萬媛ゝ云ふ。

○若屋郎女。孝霊天皇ふ御子ふ。同御名あり。名義彼処ふ云ふ。傳廿一の四十五葉

○都夫良郎女。反正天皇ふ御子ふ。同御名云ふ。

○阿豆王。書紀ふは厚皇子ゝ云ふ。阿豆

ゝ厚ゝ。都の清濁かはらず。御名義未考。得ず。書紀ふ。次和珥臣河内女曰萬媛。生一男二女。其一曰稚綾姫皇女。其二曰圓娘皇女。其三曰厚皇子ゝあ。ふて書紀ふ。上件乃外ふ。次根王女曰廣媛。生二男。長曰菟皇子。是酒人公之先

也。少ヲ曰中、皇子。是、坂田、公之先也ヤ。此、記ヤ傳ヘの異なる所多し。此、記ヨリ見レバ、二柱、御子ありく。又酒人、君、坂田、君の祖も異なる所あり。傳世四の末ヨリ云ふが如し。○十九王。男七女十二。此、數男七は合ヒ是ヤ。十九王ヤ女十二は合ヒ。現數は女王十柱なり。故上、件の如く、書紀ニ依て二女王を補ヒ。又、天國押波流岐廣庭、命者云くこの此、御子の御事を、先第一ニ挙ふは、大后れ御腹ニ坐が故なるべし。○次云く。此、次ヤ云ふ。あど此ヨリ挙ふ次第ニ就て、假ヨ云ふのみ言ふ。次ヨ二ツと同じ。○拜伊勢、神、宮也。中巻水垣、宮、段ニ、豊鉏比賣、命、拜祭伊勢、大神宮也。玉垣、宮、段ニ、倭比賣、命者、拜祭伊勢、大神、

宮也ヤ見え。日代、宮、段ニ、伊勢、大御神、宮ヤ。大神ヤあふ。ホ。ホ。ミ。カ。ミ。ヤ。訓ヒ。是ニ准ヒ。是ヒ知ル。例ヒ。御字なきは、省きて書る例ヒ。かくれ。此、を神の上ニ大字有りしが、脱ふう。又、省きてあど神宮ヤも申せふ。書紀天武、巻ヨ。伊勢、神、宮ヤ。ちて此、記。女王ヤ。伊勢、齋ニ立坐ふこヤ。右の豊鉏比賣、命、倭比賣、命を除奉ては、記載ふこヤ。此ニ。ふのみ如此。ふこを故なるこの。將殊ニ故ふ。ふは非ふか。書紀ヨ。伊勢、齋の見えふ。倭比賣、命ヤ次ヨ。景行天皇の御子五百野皇女。次ニ。雄畧天皇の御子稚足姫、皇女。次ニ。佐く宜、皇女ふり。今思ふ。景行天皇ヤ二十年ヨ。五百野、皇女立坐てより。雄畧天皇ヤ御世まで。三百七十年ヨ及ヒ。ば。必其、間ふもかはを坐ふ齋王坐ヒ。大神宮例文ヤ云書ニ。齋王、世くを記せふ。五百野、皇女ヤ次ニ。伊和志真、内

親王ヲ云フ事ナリ。仲哀天皇皇女ハ坐シ給フ。此記ハ應神天皇ノ御子。根鳥王ノ御子ト。伊和嶋王ノ王ト。其ハ然ルヲ其ヲ入レテ。ナカ年數ハ足ラズ。又雄足姫皇女ハ。雄略天皇ノ三年ニ薨坐シ。カ後。其ヨリ此。継躰天皇ノ御代ニ。ナカマデノ齋王モ坐ス。後ヲ。此。彼。漏テ。其由レ傳ハ。ゲルガ如クニ。又上代ノ和ヲ。後世ノ訓ヲ。ナカラ。今詳ニ。齋王レ坐マスヌ間。クモ。ナカラ。ヲ知ラズ。拜ハ。伊都岐麻都理ヲ訓ル。カノ水垣宮。玉垣宮。段ト文ヲ合セテ見ルニ。此ハ祭字ヲ畧キテ書ルモレ。ノ大御神ト御字ヲ畧キテモ書ルモ。然ルニ例多シ。又拜ヲ伊都岐ヲ訓ル。例モ上巻ニ。アリ。

此御世。竺紫君石井。不從天皇之命而。多无禮。故遣物部荒甲之大連。大伴之金村連二人而。殺石井也。

此御世。真福寺本ニ。此字下ニ。之字ナシ。○竺紫君。書紀ニハ。筑紫國造ヲ。ナリ。其子ハ葛子ハ。筑紫君ヲ。実ニ君ナリ。ヲ國造ヲ云ルカ。九州諸國ヨリ。ハ國造君。別ニ。ヲ。の類レ。惣名ヲモ。國造ヲ云フ。此石井モ君ナリ。ヲ國造ヲ。は。惣名ヲ以テ云傳ヘタリ。書紀孝元巻ニ。兄大彦命

是阿陪臣云く。筑紫國造云く。九七族之始祖也。大彦命れ御事を傳せこゝに出す。國造本紀ハ筑志國造志賀高穴穂朝御世阿倍臣同祖大彦命五世孫田道命定賜國造とあり。書紀欽明巻ハ能射人筑紫國造云く。天智巻持統巻ハ筑紫君薩夜麻と云人見ゆ。續後紀十八ハ肥前国人筑紫公云く。○石井名義字殘如く形ハ弟か。○天皇之命は意冨美許登と訓ぐし。

○无礼上ハ出す。傳廿七の十一葉○物部。此氏ハ事中巻白檮原宮段ハ云ふ。傳十九の六十一葉○荒甲之大連。書紀ハは鹿火と訓ぐ。此記ハ甲下ハ斐字あるが脱ある形ハ侍し又甲を加布と訓て。比と布と通ふ。上なるハ三尾君加多夫を書紀ハは堅械と見。又伊豆国那賀郡石火郷。



神名式ハ伊志夫神社と云ふ。又万葉廿ハ安之布と云る例形り。然ハ此ハ人の名ハ。何かひと云ふかと思ふ。此記ハ例を思ふ。加布ハ甲字ハ書ぐくを甲字を書ふは貝の意形り云ふ。又師を加比と甲と書ふは貝の意形り。其をいかゞ形ハ例ハ。故加比と訓ぐ。此記の例加比と形ぐきあ名義未思得ず。書紀雄略巻ハ小鹿火宿祢と云人を見ゆ。ちて此人は姓氏録高岳首ハ饒速日命十五世孫物部鹿火大連と云ふ。此を鹿字の脱ある。此人形り。舊事紀ハ物部鹿鹿火大連公麻佐良大連之子麻佐良大連を木蓮子と見えあり。饒速日命乃十四世孫ハ何ある形る。書紀ハ武烈巻形初より見えて宣化巻ハ元年秋七月薨と見えあり。ちて大連あるとは。

武烈巻ふを然記はきて彼巻ふ此人は名の初めて見
此御巻ふ元年云く以大伴金村大連為大連云く物部
麁鹿火大連為大連並如故見えあり始めて大連
見えず仁賢天皇は御世すりやなれけむはて安閑巻初ふを以大伴金村
大連物部麁鹿火大連為大連並如故宣化巻初ふを如
此見えあり はて九て大連云号ハ書紀垂仁巻二十六年旦
ふ物部十千根大連はは是ふ始めて見えあり此大
連は初は云はは見えず又大連ふ為ら事を見えず然ふ延喜式一歴運記
ふ仲哀天皇始置大連元年詔大伴は何は如何
む書紀仲哀巻九年ふ大伴武以連は云は見えあれは
を大連は見えず若此延喜式の説正はかの

物部十千根を大連は記はあふを書紀は誤か詳
らはふらは はりはて舊事紀ふ尾張連祖瀛津世襲命
を孝昭天皇は御世ふ大連はる由又物部連祖大
新河命垂仁天皇御世ふ元為大臣次賜物部連公姓則
改為大連其大連之号始起此時
云ふは共ふ誤がき説はり はて書紀履中巻ふ二
年物部伊莒佛大連云く見え次ふ雄略巻初ふ以大
伴連室屋物部連目為大連正く為大連云はを
連は武持大連の子はり目連は伊莒佛大連の
子はり一代要記公卿補任は見えあり清寧巻
ふ元年以大伴室屋大連為大連云く並如故武烈巻初
ふ以大伴金村連為大連此御巻継躰ふ元年云く上ふ引
し安閑巻初ふ云く宣化巻初ふを云く共ふ上ふ引欽
明巻初ふ大伴金村大連物部尾輿大連為大連云く並

如故、尾輿を大連とせるこゝ上に見えたり。敏達、卷但し安閑、卷元年に、物部、大連尾輿とせるに、物部、弓削守屋、大連為大連如故、此、人を大連とせるこゝ上に見えたり。公卿補任に、大連尾輿、之子也とあり。舊事紀の説と同じ。用明、卷、初に云く、物部、弓削、守屋、連為大連並如故、にて崇峻天皇の御世に初に、此、守屋、大連滅にし賜ひて後は、大連見えず。にしに思ふに、蘇我、大臣馬子、己が権勢を専らせむ為なり。大連をば停しなるべし。そもそも、此、号は、連に尸を姓の人に限るこゝ、中巻志賀、宮、段、大臣とこゝ云号に下に云ふが如し。考、合せ侍し。傳世九の五十葉

○大伴、之金村連、大伴姓に事を上巻に出。傳十五の七十八葉金村、連を、道臣、命に九世、孫にして。姓氏録仲、九子、條に日臣、命、九世、孫、金村、大連



とこゝ。室屋、大連に孫なり。書紀此、御巻、此、人に言に、臣、祖父、大連室屋とあり。さて室屋、大連に、姓氏録佐伯、宿禰、條に、道臣、命、七世、孫とこゝ見え、高志、壬生、連、條に、然見え、又狭手彦、連は、此、金村、大連の子とこゝ宣化、巻に見え、三代実録五に、金村、大連公、第三男狭手彦とあるに、姓氏録大伴、連、條に、道臣、命、十世、孫佐彦とあるに、皆世数合ず。然るに、姓氏録神松、造、條に、道臣、八世、孫、金村、大連公とあるのみは、一世違ず。父を詳にせず。欽明紀元年に、此、大連に住吉、宅見也。神名帳に、大和、国葛下、郡金村、神社に、此、若、此、大連を祠るに非ず。他神か、未知らず。にて此、人、書紀武烈、巻、初に、以大伴、金村、連為大連とあるて。此、御世継躰に、ふを大連為とせるこゝ、荒甲、大連は下に引あるが如し。然るに、此、記に、連とあるは、書紀、傳の異なるにて。此、時は未大連にに非ずか。将大、字乃後に脱あるか。にて

安閑宣化欽明の御世〻〻相継て大連あり〻事上ふ書紀を引ふが如〻かくて敏達巻ゐ至て元年ゐ物部守屋大連為大連如レ故此人見えぢ〻既ふ欽明天皇の御世ふ薨ら〻し〻ら〻し一代要記ゐ欽明天皇二年薨ゆ〻〻〻殺石井也殺を登流ゆ訓ふきこゆ上ふ云ゐ傳廿三の六十葉にて石井が事書紀ふは廿一年夏六月近江毛野臣率衆六萬欲往任那為復興建新羅所破南加羅喙己呑合任那於是筑紫國造磐井陰謀叛逆猶豫経年恐事難成恒伺間隙新羅知是密行貨賂于磐井所而勸防遏毛野臣軍於是磐井掩據火豊二國勿令修職外邀海路誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船内遮遣任那毛野臣軍乱語揚言曰今為使者昔為吾伴摩肩觸肘共器同食安得卒尓為使俾余自伏你前遂戰而不受驕而自矜是以毛野臣乃見防遏中途淹滞天皇詔大伴大連金村物部大連麁鹿火許勢大臣男人等曰筑紫磐井反掩有西戎之地今誰可將者大伴大連等僉曰正直仁勇通於兵事今無出於麁鹿火右天皇曰可秋八月詔曰咨大連云〻物部麁鹿火大連再拜言云〻詔曰云〻二十二年冬十一月大將軍物部大連麁鹿火親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡云〻遂斬磐井果定疆埸十二月筑紫君葛子恐坐

父誅献糟屋屯倉求贖死罪ゆあるて金村大連を遣し
ゆふ事は見えぢふゆゑ傳への異なふれる但し右の麁鹿火大連ゆ再拜
言せふ語の中ゆ在昔道臣爰及室屋助帝而罰云々ゆ
詔勢ふゆゑ金村大連の語よこそ如此ゆ申ゆぢけ物
部氏の人ゆ他姓の大伴ゆ祖の功をのみ申さむこゆ
あふぢくゆ両人ふて此奏勢ふ言ハ金村大連の言をりけむが
紛ゆて麁鹿火大連の言ゆゆれゆふふゆ書紀の趣疑
はし筑後國風土記ふ上妻縣縣南二里有筑紫君磐井之
墓墳高七丈周六丈墓田南北各六十丈東西各卅丈石
人石盾各六十枚交陣成行周匝四面當東北角有一別
區号曰衛頭衛頭致政炊所也其中有一石人従容立地号曰解
部前有一人裸形伏地号曰偷人生為偷猪仍澎決羅側有石猪四

頭号賊物賊物盗物也彼處亦有石馬三疋石殿三間石藏二
間古老傳云當雄大迹天皇之世筑紫君磐井豪強暴虐
不偃皇風生平之時預造此墓俄而官軍動發欲襲之間
知勢不勝獨自遁于豊前國上膳縣終于南山峻嶺之曲
於是官軍追尋失蹤士怒未泄擊折石人之手打墮石馬
之頭古老傳云上妻縣多有篤疾蓋由茲欤此文のうち周六丈六
上ゆ世ゆゆけ字の脱ゆふか六丈よてゆ高七丈ゆ叶
はゑ又偷人の下れ細注の生字は坐を誤ゆふか澎は
捌か捕か羅ゆ罰の誤れふ傳ふて書紀竟宴哥ふ阿
羅賀比羽都久志野伊者井多禅良気豆古許相由賀須
曽於毛布倍良奈留ゆよゑふ下句此風土記ゆ追尋失
蹤ゆゆふふふ叶ゆ書紀ふ遂斬磐井ゆあふふゆゆは
ゑさて此石井ゆ墓の事或人ゆ考りて云上妻郡一
條村の十町許南方ゆ長嶺の山中ふわ形かふ石人一

残りて有り。又其ちかき十間許東方に石屋の形あり。是を風土記に云ふ石蔵なるべしか。此石屋奥行七尺五寸。横三尺五寸。高二尺八寸。棟高一尺三四寸。口廣一尺三寸餘あり。石人は地上より高六尺ばかりなりと云ふ。然かるに其図にあるて。彼石人の前に方や離れて。石人の首の半分ばかり一ツ。石人の下方の蓋は如く形ある石一ツ。図に見えあり。

# 天皇御年肆拾参歳。御陵者三嶋之藍御陵也。

（コノスメラミコトミトシヨソヂヨリミツツハカハミシルシノ　アヰニアリ）

肆拾参歳書紀には廿五年春二月天皇病甚丁未天皇崩于磐余玉穂宮時年八十二。或本云天皇二十八年歳次甲寅崩而此云二十五



年歳次辛亥崩者。取百濟本記為文。其文云大歳辛亥三月云々。又聞日本天皇及太子皇子俱崩薨。由此而言辛亥之歳當二十五年。春二月の下辛丑朔是月五矣。後勘校者知之也。ありしかば。然らば是月丁未何の日か知りがたし。辛丑朔は安閑巻に見えあり。さて此御年を武烈天皇崩し年。此天皇五十七歳なりとすれば。元年五十八にて。廿八年甲寅崩しを。廿五年崩ずと大に異なるは。いかに。一説は右の細注を思ふに。一説は廿八年甲寅崩しを。廿五年崩ずと。元百濟本紀に依て定めらるるなり。抑此御世なりしや。近きころ知れるは。崩ずる事形ばかりを詳にして。左右に異説をあまたを物語るに。如此論ありて。異國の書に依て定められあるをいかに。いかにぞや。一本に此細注なきは。かの事をいかゞ思ひて。後人の加へ物なりて除き捨あるにはあらざるべし。後に加へあるも物なりと見えばなり。さて若廿五年辛亥に崩しむあるを。壬子癸丑二年。御位を空くしあるを。何の由なりと。其所由を記せざるこそいかゞ。此を以思へば。廿八年崩ずせるは方正しきか。若然らば。其年を即安閑天皇の元年ずしあるは。若又廿五年崩しあるは。安閑天皇論

なく御位に即坐ば、后を大后として御腹の欽明天皇に譲
り賜ひ、欽明天皇を互に譲り賜ひて、二年が間御位空
しが、其交譲給ひし事の、傳に漏たるにやあらむ、欽明
紀に初め、安閑天皇の皇后に譲り賜ふ事のあるを、然か
其などもありにやありけむ、○此間に、舊印本真福寺本又一本などに
は、丁未年四月九日崩也と云例の細注あり、舊印本には大字にて、本
文に書なしけるなり、又真福寺本丁未年は、書紀にては廿
本には、崩の下に也ノ字あり、
一年なれば、四年差へり、又月をも日をも差へり、此をも一つの
傳へにぞありける、○御陵者の者ノ字は、在を誤れるなり、
他の例みな在とあり、者ノ字は例なし、上巻日子穂々手
見ノ命ノ御段に、御陵者即在云々とあるのみなり、彼も下
に在ノ字
なり、○三嶋は、中巻白檮原ノ宮ノ段に出ツ、傳廿の十三葉○藍は
延佳本に小野ノ字を補へるは、例のさかしらなり、藍とも
云地ノ名なれば、野と云でもあるべし、履中天皇の御陵を、

在毛受也とあるを、さかしらに和名抄に、攝津ノ國嶋下ノ郡安
小野ノ字を補へるなるに同じ、
威ノ郷、阿井、神名帳に、同郡阿為神社、書紀雄略ノ巻に、三嶋ノ郡
藍原など有る地なり、今も同郡に安威村ありて、安威山安威川なども有り、書紀
に、二十五年云々、冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野ノ陵、諸
陵式に、三嶋ノ藍野ノ陵、磐余ノ玉穂ノ宮ニ御宇継躰天皇、在攝津
國嶋上ノ郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟、嶋ノ上は、嶋下を写し誤
まれり、但し安威は上下両郡の堺に甚近ければ、此
御陵の地は、古へは上ノ郡なりしにや、今は下ノ郡なり、前皇
廟陵記に、今在嶋上ノ郡嶋下ノ郡ノ界大田村、俗ニ云茶
臼山と云、攝津志には、在嶋下ノ郡大田村、土人曰池上陵
と云り、大田村は、安威村と隣れり、或説に、嶋下ノ郡十日
市村の西ノ方に、糠塚と云あり、灰塚とも云、これ

藍野陵なりゝ云ふハ誤なるべし。十日市村は太田村より西なり。又山城名跡志ニ綴喜郡内里村の山ノ王塚ゝ云あり。相傳て継躰天皇の陵ゝ云ふ。○御陵也。不審。此帝の陵ゝ摂津國ノ内なりゝ云ふ。

御陵ノ二字例なり。後人ノ添、加ふるなるべし。除去ノ字なるべし。真福寺本ニハ陵也ゝなりて。御字なし。是ノ依て思ふ。陵ノ字ゝ野ゝ誤ふ。ふて。陵ノ誤ふ。ふから。又後ノ御字を補ふ。ふかゝも思ふゝ。然ふは非ず。彼本は。又後ノ御字を脱せふ物なるべし。

金著宮巻（カナハシノミヤノマキ）

廣國押建金日命（ヒロクニオシタケカナヒノミコト）。坐勾之金著宮治天下也。此天皇無御子也。（アメノシタシロシメシキ　コノスメラミコト　ミコマシマサザリキ）

御陵在河内之古市高屋村也。（ミハカハカフチノフルチノタカヤノムラニアリ）

真福寺本ニハ此初ニ御子ゝなり。○廣國押建金日命。命字真福寺本ニハ王ゝ作る。此天皇後れ漢様の御諡。安閑天皇ゝ申ス。○勾ゝ大和國ノ此地名。此処彼処ニあり。ゝき中ニ是は廣瀬郡を云ふ。書紀崇峻巻ノ廣瀬勾原ゝ見え。和名抄ニ大和國廣瀬郡ノ下句ゝ云郷なり。是志毋都麻賀理ゝ訓ふ。句ハ勾の正字なり。賀理ふゝ勾ゝのみ書なり。ふは故ふ。句ゝは別なる

ほが如く思ひ名り。凡て口を省きてムや書、例。圓鍾和
や常の事ふて。多くはあるを。ほて伊邪河、宮、段よ。當麻、勾、君
みをのほ勾は。此、ほ勾や。但、此、宮を。帝王編年記ふを。大和、
同地か別ゐ。詳をしを。
國高市、郡や云を。神明鏡や云書ふを。高市、郡勾、金橋、宮
や記しあり。此、高市、郡よあるや云を。
懿德天皇の都を。書紀よ。輕の地曲峽、宮や見え。欽明、卷
ふ。輕、曲、殿や見ふ。ほ和。同地ふやほを。大和志
よ。此、金著、宮を。在高市、郡曲川村、や云。曲川村舊名曲金
や云を。此、曲川村は。輕や。故を。遠して。廣瀬、郡の
界よ。近けを。若、此、宮、其、地を。かの崇峻、卷和る勾、
原。和名抄の下、句和。一地ふて。古を廣瀬、郡を。
が。後よ高市、郡を屬ほ。何を和らむ。定名がある。さて
ふや。ふよく考ふ。
此、天皇ほ御名。書紀ふ勾、大兄、皇子やあをば。本より此、
地よ住居坐。和。然ほを書紀よ。遷都云くや
著宮。著ハ橋の意か。ほ記されしほを。例の文なり。○金
著ふ由ほりて名を。

か。知りがしほて此を書紀ふを。本より此地、名の如記
ほを。れや。此、宮を贊、称へあほ名の如くふも聞えを
を。續紀十八よ。勾、金崎、宮やほの
ほを。椅、を崎ふ誤る和。書紀ふ。元年春正月。遷都、
于大倭、國勾、金橋、因為宮、号、やあり。大倭、國やは。例和
無御子。書紀よ。元年三月。有司為天皇、納采億計、天皇、女
春日、山田皇女、為皇后。更名山田、赤見、皇女。別立三妃。立許勢、男人、
大臣女紗手媛。紗手媛、弟香有媛。物部木蓮子、大連、女
宅媛。云く。冬十月。天皇勅大伴、大連金村、曰。朕納四妻。至
今無嗣。萬歲之後。朕名絶矣。云く。山田、皇女の御支を。既
八年ほ処ふハ。太子、妃、云くやあほ物を。此、よ納采や記
ほを。ほを。前後違ふを。九て彼、記の。漢文れ潤色の儁

たごとおこうかれ如し。○此、天皇御年壽を記せる書紀は二年冬十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮時年七十四とす。○真福寺本舊印本又一本を以て此に乙卯年三月十二日崩ずとあり。舊印本ふる本文は真福寺本又一本の如くふる例の如く細注は乙卯年を書紀とせり。又真福寺本ふる本は十三日と作す。舊印本ふる二字は傍は三イと記せり。合す。上の御世くくの此細注は崩の年書紀とは皆合ばるは此を始めて合るを稍近きが故なり。月日は合ず。○河内之古市は諸本は之字なし。今々真福寺本に依る。和名抄に河内國古市郡不留知とあり。古市郷もあり。今も書紀景行卷は至河内留舊市邑雄畧卷は河内國言云く古市郡欽明卷に殯于河内古市とあり。○

高屋村は神名帳に河内國古市郡高屋神社とあり。此地なり。今も古市は近く隣て高屋村あり。万葉九は衣手高屋於とあり。此高屋は又大和國城上郡にも同名地あり。何れにか辨ずがたし。書紀は冬十二月云く是月葬天皇于河内舊市高屋丘陵以皇后春日山田皇女及天皇妹神前皇女合葬于是陵諸陵式は古市高屋丘陵勾金橋宮御宇安閑天皇在河内國古市郡兆域東西一町南北一町五段陵戸一烟守戸二烟とあり。大和志は古市高屋丘陵古市高屋墓俱在古井郡高屋村墓春日山田皇女今称八幡山隣安閑帝陵云々是を以て見れば合葬なるは同地に葬れる由なり。此墓も諸陵式は見えず。此は前皇廟陵記は此御陵を或曰今高屋村城山是也明應中畠山尚慶築城或曰近年土民發陵得古代器物

等ノ云フ所ノ築城ノ云フ所ノ御陵ノ考ヘ別形ノ如ク此城
の事大和志ヨリ高屋城ヤ櫻て在古市村ニヤ云フ所多ク委
記セリ考
見ベシ

檜垣宮巻

建小廣國押楯命。坐檜垣之廬
入野宮治天下也。天皇娶意冨
祁天皇之御子橘之中比賣命。
生御子。石比賣命。訓石如石下效此次
小石比賣命。次倉之若江王。又
娶川内之若子比賣。生御子。火
穗王。次惠波王。此天皇之御子

## 等拜五王（タチアハセテイツハレラ）

男三（ヒコミコミハレラ）
女二（ヒメミコフタハレラ）

真福寺本ニモ此首ニ弟ヲ多ケリ。○此天皇後ニ漢様ニ御諡宣化天皇ヲ申ス。此御諡、續紀二ニ始メテ見エタリ。○檜垣ハ和名抄ニ大和國高市郡檜前郷、比乃久末諸陵式ニモ檜隈諸陵並在高市郡ヲ見ル。今モ檜隈村アリ。書紀雄略巻ニ檜隈民使ヲ置ケリ檜隈野。欽明巻ニ檜隈邑天武巻ニ檜隈寺。万葉七ニ佐檜乃熊檜隈川之。十二巻ニモ見ヘタリ。佐ハ真ヲ云ニ同ジ。ハテ此天皇ヲ欽明紀、細注ニ檜隈高田天皇ヲ為ス。是皇子ニ時ニ御名ヲ聞ユレバ本ヨリ檜隈ニ住居坐シ所ナリ

高田ヲ葛下郡の今ニ高田ニ其は何処ニもあるべ。○廬入野宮（入字ヲ廬ヲ常本ヲ伊ヲ伊本ヲ伝故ニ理ニ當テ添ヘ字ヲ書紀ニモ此字ヲ伊本ヲ理ニ意の名カヲモ思ハルベ。然ニ本ヲ伊理ニ意ヲ伊理ニ意ヲ阿波國風土記ニ檜前伊冨利野乃宮三代実録十二ニ私撿古記檜隈廬入野宮云ク。此を印本ニ古字を吉ニ誤ル。記よりも下五字を脱して吉野宮ヲ云ク。今は古本を以て引ル。世ニ吉野の蔵王権現ヲ云神を安閑天皇ヲ云ヲ云説ニ此三代実録本の誤リニ依ル。又宣化を安閑ヲ誤ルニ非ズ。慶雲四年、威奈大村ヲ云人ニ墓誌ニは檜前五百野宮ヲ云ク。理を省きて云し所ニ倣し。又書紀敏達巻ニモ於檜隈宮御寓天皇ヲ云ヲ書紀ニ元年春正月遷都于檜隈廬入野因為宮号也ヲ云ヲ。○橘之中比賣命、意冨祁天皇御段ニ見エタリ

いかゞ書紀ふに彼巻よ橘皇女ゝ所ゆ此御巻ふ橘仲皇女ゝ所ゆ橘ゝ地名なり大和國高市郡なり今ゝ橘村橘寺なりゝあり橘寺天武紀万葉十六なりゝ見ゆ万葉七よ橘之嶋ゝ所ふも此か○石比賣命此御名御姉妹共よ同く負賜ふ所ゝ石よ由縁所ゝ

ふゆ或人云書紀神代巻よ國稚地稚ゝ所ゝ稚ふて若ゝ云意かゝ云ゝ彼いゝて言おゞなりあるを由傳三よ云此皇女欽明天皇ゝ大后ふ坐す諸陵式ふ磯長原墓ふが如し○註石姫皇女在河内國石川郡敏達天皇陵内守戸三烟訓石如石ゝ伊志ゝ訓傳き由なり此ゝ心得ぬ注上巻よ訓天如天ゝ

所ふ例なり石字は常ふゝ訓伊志ゝのみ用ひて伊志ゝ訓処ゝ記中ふは伊波ゝ云ふ

皇の大后石之比賣命ゝ御名の伊波なりふを紛ふが故ふ此注所ふなり

かの訓天如天ゝ所ふ注もアノ。アノ。アノ。能を添ばアノ。某ゝ直

なりき云時の注なりふを紛はむゝを思ひて是ゝ能を添ばアノ。もかの石之比賣の能を添

ふよ訓傳きゝゝ訓の例ゝ全同じ所て師ゝ此の訓注の下ゝ石字を岩

て伊波ゝ訓ゝ所ゝ訓ゝ所ゝ石ゝのみ書て磐

ふ磐字を書ゝ所ふを此記ふゝ書紀ふゝ凡て伊波

岩字ゝの字を書ふゝ一も無し且若伊波ゝ訓傳き

なりば云伊波ゝ注なりふ例なり如某ゝ注せふ例なし

又記中よ石を伊波ゝ訓処ゝいゝ多きふ此よ至て初

て注なりふ傳き由なり上巻よ訓石云伊波ゝ云注なりふゝ

此字の始ゝて出ふふ処なりふ故なり其より下此字皆

伊波ゝ云ふのみ用ひふ所なり千引石ゝ所ゝ所ゝ訓傳

きゝゝ其処よ云ふがなゝ○小石比賣命姉王の御名ゝ石ゝ兼て

小石ゝ申なり廣國ゝ小廣國ゝ御名ゝ例のなゝ此皇女ゝ欽明天

皇の妃より坐す。○倉之若江王。倉は今大和國添上郡より倉庄村に云ひ。其所なり。和名抄に大和國廣瀬郡上倉郷下倉郷。蘇我倉山田麻呂を祖とす。河内國若江郡か。地名の二重なるなり。いかゞ如くなるべき。若江王を申せしが後より倉江と云ひ。初より若江に居坐して。初めより倉と云ひ。御名を故ふて。○て申せしなり。此王。此記にて。は男王なりを。次注より男三人あるを以て知れり。彼男三れ三字。真福寺本に二人ありて。若男二を。女二の二字を。三の誤りせむか。書紀に皇は男二人ありと云ひ。誤字なりなり。女人あり。此事論あり。師木嶋宮段に云ひし。書紀より元年三月云く詔曰。立前妃億計。天皇女。橘仲皇女為皇后。是生一男三女。長曰石姫皇女。次曰小石姫皇女。次曰倉

稚稜姫皇女。次曰上殖葉皇子。亦名椀子云く。上殖葉皇子の御母も。此記に異なり。○川内之若子比賣。川内は書紀に大河内とあるべし。姓氏か。きれに尸を。父兄を。れ名を見えば。國名なり。河内國古名を大河内と云ふ。玉穂宮段に阿倍之波延比賣を。子れ名義。○火穂王。書紀に火焔と書きあり。九て本能富と云は。即火之穂なり。意ふて。即俗より火焔と云是なり。如何なる由縁ふて此御名は負給ひ。詳なる。て三代実録廿二に。第二皇子と。攝津志より河辺郡火闌神祠在同郡火焔皇子。東桑津村。或曰火焔王祠。在東桑津村。○惠波王。波清音なり。濁なる。書紀に上殖葉皇子。姓氏録に賀美惠波王と。若は地名ふて。上を下に惠波より對なる名ふや。書

紀ふ。前庶妃大河内稚子媛生一男是曰火焔皇子也
ゆめ。て。殖葉王は異御腹又崇峻巻ふ宅部皇子も云見
えて。細注ふ宅部皇子檜隈天皇之子上女
王之父也。未詳也。此御巻ふ見えず。

故火穂王者。志比陀君之祖。恵波王者。韋那君多治比君之祖也。

志比陀君地名ゆめ。攝津國河辺郡ふ在。其由を次
次ふ云む。今彼郡ふ椎堂村ふ云ゆ。椎田を訛ふか名か。書紀ふ火焔皇子



是椎田君之先也。此氏此ふ他ふ見ゆ。
姓氏録ふ載ら。姓氏録ふ。攝津國皇別川原公為奈真人同祖火焔親王之後也。天智大
皇御世依居賜川原公姓。見也。河辺郡ふ。今も河原村
ゆめ。三代実録七ふ。攝津國河辺郡人九世川原公清永
云。十一世為奈真人菅雄等五人之戸並蠲課役清永
等宣化天皇皇子火焔之後云。又世八ふ免攝津國河
辺郡人九世河原公福貞川原公福継有馬郡人川原公
千被河辺郡人十世川原公夏吉川原公有利等五戸課
役宣化天皇第二皇子火焔親王。川原公為奈真人等之祖云。○韋那君和名抄ふ攝
津國河辺郡為奈郷。續後紀十四ふ河辺郡為奈野。三
代実録二ふも如此ゆめ。此野哥多し。神名帳為那都比
書紀ふ殖葉皇子是丹比公偉那公凡二姓之先也。見
也。氏人も孝徳巻ふ猪名公高見天武巻ふ韋那公磐鍬

なりと見ゆ。書紀にも、凡て人名地名などの字を、舊く書キなれたる字を換て、新に設て書る例にて、此は彼とは異にして、紛らはしきこと多し。此姓をも、猪名とも偉那とも韋那とも、かけるが如し。此を思出るにつけて、事のついでに驚かしおくなり。同巻十三年冬十月、猪名公賜姓曰真人。凡て真人ノ尸は、天武天皇の御世に定められたる八色ノ姓の中の第一にして、其時初めて此尸を賜へるは十三氏、皆継躰天皇より以来の近き御世御世の皇胤なり。姓氏録に載たるも皆然り。其中に若沼毛二俣王の後なるもあれども、継躰天皇の御族なるべし。姓氏録に、為奈真人は宣化天皇皇子火焔王之後也。また攝津國皇別為奈真人、宣化天皇皇子火焔王之後也と見え、上にも引る三代実録卅八にも、火焔親王、是川原公為奈真人等之祖なりとあるなり。とは此記書紀の傳へと、御兄弟の間差へるなり。○多治比君

也。三代実録十二に、丹墀真人貞峰等上表曰、云々、宣和天皇皇子加美恵波皇子生十市王、十市王生多治比古王。此王生産之夕、忽多治比花飛浮湯沐釜、以斯冥感名多治比古王、成長之後、固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名為姓、存其舊意、云々とあり。此文のうち、和字は化を後に誤れるなるべし。依て此多治比花の故事を、書紀に反正天皇の御事に記されたるは、傳への紛れの誤なること。傳卌五の六葉に云るが如し。氏人は、天武巻に丹比公麻呂見え、同巻十三年冬十月、丹比公賜姓曰真人。また同巻持統巻に、丹比真人嶋見えたり。持統巻四年に、此人右大臣にせらる。續紀二に、大宝元年七月、左大臣正二位多治比真人嶋薨、云々、大臣宣化天皇之玄孫、多治比王之子也とあり。姓氏録に

多治真人宣化天皇皇子賀美恵波王之後也續後紀ハ
天長十年改多治比真人氏賜姓丹墀真人（此姓も地名も字を畧て丹比ゝと書ケ共此丹墀も多治ゝ字を改タルモノ歟ハ多治比か然モ改て賜姓ハ誤ルカ語をもあんちゝ改賜ヒ歟ハ多治墀）真人貞峯等上表曰云ク（此間の文以名為姓存其舊意云ク）左大臣志摩真人是貞峯之高祖父也天平六年遣唐使多治比真人廣成入唐之日改作丹墀復命之後猶用舊姓傳来百年無心変改天長九年多治比真人貞成等奏請改多治比三字為丹墀兩字云ク豈偏賞入唐之新文訛所生舊字乎伏願以古多治字換今丹墀姓但

緣煩文請省比字雖除一字称謂不変然則存先祖之感生貽孫謀於不朽拜表以聞詔許之（此天皇御年を記ス安閑天皇よりして終る代七御世皆御年を記ス注をもてき也後ヨ文の脱ルカ由ヨカ又此段ハ此ハ例の細ルカ故ハ也）

二月乙酉朔甲午天皇崩于檜隈廬入野宮時年七十三

冬十一月庚戌朔丙寅葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵以皇后橘皇女及其孺子合葬于是陵皇后崩年傳記無載孺子者蓋未成人而薨欽諸陵式ヨ身狹桃花鳥坂上陵檜隈廬入野宮御宇宣化天皇在大和國高市郡兆域東西二町南北二町守戸五烟ヲ以ヲ身狹ハ書紀欽明巻ニ遣蘇我大臣

稲目、宿祢等、於倭、國高市、郡置、韓人大身狹、屯倉、天武、巻
ニ年狹、社、神名帳ニ高市、郡年佐坐神社ト見ユ、今世ニ三
瀬ヲ云処ナリ、三瀬ハ、即、紀年佐ヲ訛リタル名ナラン、倭し、年
佐坐神社モ、今三瀬ノ境原、天神ヲ云社ナリヲ云
ヲ、古ハ此、御陵ハ、ありしヲ、まま
倭ヲ、身狹ハ内ナリヲ、年、桃花鳥坂ヲ、書紀神武、巻ニ、
築坂邑ヲ、ナリ、ヲ、ナリ、ヲ、
鳥坂ヲモ、ナリ、大和志ニ、身狹、桃花鳥坂、上、陵、在、高市、郡
鳥屋村、西南、東、有、小陵、俗、呼、俱知山、以、皇后橘、皇女及其
孺子、合葬、于此、周廻有、池、廣三百三十畝、域外、有、小冢五、
ヲ云ヲ、前皇廟陵記ニ云ク、或云、鳥屋村ヲ云ヲ、或人云、
鳥屋村ヨリ、ナリ、御陵ハ、廻ヲ、ヲ、池ニ、中ニ、御陵
ヲ、ナリ、て、西、方ニ、御陵ヲ、上ニ、道一筋ナリ、ヲ、云ヲ、今思
ヲ、ニ、綏靖天皇ハ、御陵の桃花鳥田ヲ、田ヲ云、坂ヲ、云ハ、

其地ハ狀ヲ以て分て、ハ名ニ、此、桃花鳥坂ヲ、同地ナ
ハ、ヲ、ヲ、傳ヘ一ハ五葉考合ヲ、ヲ、桃花鳥田ノ丘、陵、桃
花鳥坂、陵、又彼、倭彦命の御墓、ナリ、ヲ、彼、此、ヲ、ナリ、ヲ、ハ、よく
せ、ヲ、紛ひぬ、ヲ、ニ、いまし、此、ナリ、を行て見ば、
ヲ、いかニ、ヲ、ヲ、
云ヲ、ナリ、ナリ、
よく尋ね考ヲ
ヲ、ヲ、ヲ、

師木嶋宮巻

# 天國押波流岐廣庭天皇坐師

木嶋大宮。治天下也。天皇娶檜
坰天皇之御子石比賣命。生御
子。八田王。次沼名倉太玉敷命。
次笠縫王。三柱又娶其弟小石比
賣命。生御子。上王。一柱又娶春日
之日爪臣之女糠子郎女。生御
子。春日山田郎女。次麻呂古王。
次宗賀之倉王。三柱又娶宗賀之
稲目宿禰大臣之女岐多斯比
賣。生御子。橘之豊日命。次妹石

坰王。次足取王。次豐御氣炊屋
比賣命。次亦麻呂古王。次大宅
王。次伊美賀古王。次山代王。次
妹大伴王。次櫻井之玄王。次麻
奴王。次橘本之若子王。次泥杼
王。十三 又娶岐多志比賣命之
柱
姨小兄比賣。生御子。馬木王。次
葛城王。次間人穴太部王。次三
枝部穴太部王。亦名須賣伊呂
杼。次長谷部若雀命。五
柱 凡此天

皇之御子等。幷廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橘之豐日命。治天下。次豐御氣炊屋比賣命。治天下。次長谷部之若雀命。治天下也。幷四王。治

シタシロシメシケル天下也。

真福寺本ふは。例の如く此首より弟々ひろ。○廣庭天皇。九御段の初より其大御名を挙あふ例。何も其命多ふを如此天皇々挙あふ例そ中巻より景行天皇。成務天皇。仲哀天皇。此巻ふ崇峻天皇多ぐのみ形り。はて此天皇。後の漢様れ御謚。欽明天皇々申ふ。○師木嶋大宮。師木を上より出。傳世三の二葉嶋々ゆ。凡てゆ周廻より界限ふ有て。一區ふ域を云名ふて。海中ゆいかぎ。秋津嶋々云も。本孝安天皇れ都の名より。大和の内れ地名。應神天皇れ都

を輕(カル)ノ島を輕嶋明宮(カルシマノアキラノ)や云類なり此事那方に委しくは國号考に秋津嶋條師木嶋條に云へるごとく此を彼秋津嶋宮輕嶋宮なぞに例の如く師木に地名なる師木嶋やそ云へる書紀敏達巻ふ此天皇を即磯城嶋天皇や見え孝徳巻ふも磯城嶋宮御宇(ミソラ)天皇や申て九て天皇の宮を大宮や申ひそ常那れやも御世くくに段々に首ふそ皆坐(ニ)其宮(ニ)やこそ云ふ其大宮や記せふ例は記中に無しいかゞ 續紀十二に昔者輕堺原大宮御宇天皇云くそなぞ云るふやいあり 但是を殊ふえでくき御世ふて此宮号を後世なぞ大倭に大号ふは可那ふ由ばかりなるば殊に大宮やそ

標(アゲ)ふ所ふ所にて書紀ふそ元年秋七月遷都(ニ)倭國磯城郡磯城嶋(ニカシ)仍号(ニ)(ナヅク)為磯城嶋金刺宮(カナサシノミヤ)や所の是大和志に此宮を在城上郡金屋村西南初瀬川南(ニ)や云へる 〇檜垣天皇垣宇舊印本又一本に隈や所ふそ此記の例に違ふ 〇八田王和名抄に大和國添下郡矢田郷神名式に矢田坐云く神社を所り万葉十に八田乃野やよ所ふを此地を此地名に書紀ふそ箭田珠勝大兄皇子や所り麻佐や訓仮きか勝を此て此勝をかチや訓仮きか又然訓仮きこそ傳世三に世六葉に云ふがごし此御世十三年夏四月薨や所り 〇沼名倉太玉敷命書紀に第二子や所り御名義沼名に事を中巻神沼河耳命に下に云へる傳世の世六葉称名なる由は詳ふなる沼名

ゆゑ申は御名は例なるゆゑ水垣宮段沼名木之入比賣命
は下ふ云ふ事傳世三倉を谷は意か谷を久良ゆゑ云こゆゑ上巻闇淤加美
神は下傳五は七十又七葉ふ云ふが如し沼名河ゆゑ又天武天皇は大御名
渟名原ゆゑ申ふを思ふ河ゆゑも原ゆゑ谷ゆゑ云ふを
か又書紀神功巻ふ住吉大神は鎮坐む地を大津渟名倉之長峽ゆゑ
は倉を谷を云ふゆゑ思はふ事ふ也ゆゑ称名を
は倉を由は詳ふ太玉敷を御称名ゆゑ大御兄玉の玉
勝ゆゑ並びふ御名ふ倉ふ○笠縫王書紀崇神巻ふ笠縫邑此を十市郡ふ
は倉ふ云ふ事ゆゑ慥ふ此地名か忍坂彦人太子の御子ふ
を同御名ふ書紀ふ元年春正月云く立正妃武小廣

國押眉天皇女石姫為皇后是生二男一女長曰箭田珠
勝大兄皇子仲曰譯語田渟中倉太珠敷尊少曰笠縫皇
女更名狭田毛皇女○上王延佳本ふ石上王ゆゑ作ふゆゑ書紀ふ
依て私ふ石字を補ふ事ふ也ふ
し諸本共ふ石字は無し和名抄ふ大和國ふ葛下郡宇智郡吉野郡
城下郡高市郡ふ賀美郷は是ら其中の地名ふ
ふ傳し姓氏録ふ上村主ふゆゑ云姓書紀崇峻巻ふ上女
を是ら其地名ふ傳し
王ゆゑ云を以て書紀ふ二年春三月納五妃元妃皇
后弟曰稚綾姫皇女是生石上皇子ゆゑ傳の紛事
ふ傳し稚綾姫ゆゑ此記ふゆゑ倉之若江王ゆゑ其ゆゑ男王ふ坐ゆゑ檜垣宮段ふ云ふが
如し然ふ皇女ゆゑ也ふ小石姫命を誤事ふ事ふ
ふ傳し又石上皇子も此記ふ上王ゆゑ事ふ也ふ正しかふ

ばき。○春日之日小臣之女糠子郎女生御子春日山田郎女、既に廣高宮段に見えて。上に春日を彼段に丸迩とあるべし。丸迩も春日に内にて。同じくべし。山田郎女、彼天皇仁賢の御子なり。又此に如此なるは。傳誤なり。春日山田郎女は安閑天皇の大后なり。坐賢仁賢天皇の御子なり。此段に明らかなり。此欽明御段に方を誤りて定むべし。○麻呂古王。諸本に古字なし。書紀にも麻呂皇子とあり。然るべき今は真福寺本に古字なしに依る。其故を下に云むべし。此王を下なる麻呂古王に紛ひて重なりて。誤なるなり。書紀にも。次春日日抓臣女曰糠子生春日山田皇女。與橘麻呂皇子とあるべし。是を傳の紛れなるべし。此記に同じ。○宗賀之倉王。諸本に王字を脱せり。今は真福寺本に依る。宗賀と倉も地名にて上に出たる。此王を小石比賣命の御腹なるが如く紛れなるべし。書紀に次有皇后、弟曰日影皇女。是生倉皇子とあるを。実は御母を小石比賣命なるを誤りて別に一柱とあるは傳なり。日影皇女を申すなり。即小石比賣命の亦御名なるべし。宣化天皇御巻に。日影皇女を申して御子は無なるべし。故分注に。此曰皇后、弟云くして。是を不審なり。然るに帝王編年紀に宣化天皇皇女に倉稚綾姫皇女は同母妹なり。山下日影皇女とあるを書紀、此巻に依て加筆なるものなるべし。郎女麻呂古王。此記を書紀を共に皆紛れなりて。山田郎女を麻呂古王を重複なるべき誤。倉王は御母を誤るべ

そのあり。○宗賀之稲目宿祢大臣。宗賀は姓ふて上よ
出。傳廿二の二十五葉 稲目宿祢を。姓氏録田中朝臣。又岸田朝臣條よ。武内宿
祢五世孫稲目宿祢ゆ見え。又櫻井朝臣。又箭口朝臣條。蘇我石川宿
祢四世孫。稲目宿祢大臣ゆ見え。石川宿祢は武内公大臣れ子なり。
卿補任よ。蘇我稲目宿祢。満知宿祢之曽孫。韓子之孫。高
麗之子也ゆ見えり。満智宿祢。履中紀よ見也。石川宿祢の子なり。韓子宿祢は雄
略紀よ見也。書紀宣化巻元年二月以蘇我稲目宿祢為大臣。
此御巻ふ。三十一年三月蘇我大臣稲目宿祢薨。一代要記よ年
六十五ゆ。ふて又駿河国風土記よ。益頭郡烏羽陵
天国排開廣庭天皇三十七年庚寅二月蘇我稲目薨。
以夢之兆。藏骸於茲。其骸似烏羽色。故号之。冨士郡
懸畑神社。所祭蘇我稲目也。ゆ。ふ。此風土記は。今京

ふ。ふ。りて。○岐多斯比賣。此名書紀ふ。磐塩ゆ書て。訓注
れ形。
よ。此云岐拖志ゆ。ふ。和名抄よ。崔禹錫食経云。石塩。一
名白塩。又有黒塩。今按俗呼黒塩為堅塩。日本紀私記云。
堅塩木多師是也ゆ見え。大膳式よ。堅塩一千五百顆形。
ゆ。ふ。今世よ焼塩ゆ云物。ふ。此物ふ由。ふ。ふ。名ふ負坐。ふ。ふ。
ゆ。ふ。神名式ふ。大和国城下郡岐多志太神社ゆ云。ふ。ふ。書紀推古巻ふ。廿年二
月改葬皇大夫人堅塩媛於檜隈大陵云。○橘之豊日
命。書紀よ第四子ゆ。ふ。橘之地。名ふて。上ふ云。豊日
は御称名形。ふ。ふ。三代実録七ふ。大和国豊日神ゆ云
村よ。ふ。見也。大和志よ。此社を。山辺郡豊井
ゆ云。孝徳天皇を。天萬豊日尊ゆ申せり。○石垌

王地名なる説し其地未考へ得ず○足取王此御名書紀
に臘子鳥（本に子字脱あり）とありて鳥名なり和名抄に辨色
立成云臘嘴鳥阿止里一云胡雀楊氏漢語抄云鵞子鳥
和名上同云く或説云此鳥群飛如列卒之滿山林故名
鵞子鳥也とあり是なり（天武紀に飛東北云云万葉廿に
小米具留阿等利加麻氣利由伎米具利此鳥に由あり
云くかまびすきかまびすきなり）
て負坐は御名なる説し○豊御氣炊屋比賣命此御名
は如何なる由ありて負坐ます歟の厩戸皇子は御名は
由は類ふべき有けむ（書紀彼御巻に幼曰額田部皇女とあり）○次亦云上
ふ麻呂古王あり故に又云なる説し（此亦云なる辞を以て）

上なる麻呂古王は古字無きはおろかなりを知説し○麻呂古王継躰天皇の御
子ふを同御名あり此御名は事彼御段に云（傳此巻の十一
葉）○大宅王地名にて上に出（傳廿一の二十六葉）又御乳母は姓
ふてをりむ（其事は次に云）天武紀にも同名あり○伊美
賀古王御名義詳なる書紀に石上部皇子なり
○山代王御乳母は姓かはる地名（山代國に山代に云地なり考へ）
傳卅六の十五葉に云）天武紀に山背姫王なる説あり○大伴
王此は御乳母は姓なり聞き（淳和天皇は大御名は大伴
なる御名男王女王共に然なり桓武天皇の御子
に皆御乳母は姓なり）凡て皇子皇女は御名に其御
乳母は姓を取る事傳廿巻七葉に委云へり考へ説し但上

御代くくふを其例に御名見えず慥に其に聞ゆ
を此御世欽明に御子多ちより見えるに次くふ云が如
し但し此より先ふを近き御世ふを既に有りやしを
細に分別があけば地名に云ふ御名に中に
御乳母に姓ふを有るむの継躰天皇に御子の内ふ
出雲郎女神前郎女茨田郎女小野郎女に宣化天皇
に御子若江王ぞを
其形ら等を知がし諸陵式に押坂内墓大伴皇女在
大和國城上郡押坂陵域内無守戸○櫻井之玄王玄は
弦字に偏を省きて書ふ例多し凡て古に字に偏を省て
書ふ例多きに上に云
持統紀ふに正月上玄に
し和名抄ふ劉熙釋名云弦月之半名也其形一旁曲一旁直若張弓弦也
由美波理又由波理に訓傳
美八利有上弦下弦に
天武紀に紀朝臣弓張に云

人を見ゆ此御名は月に上下弦に
由ぞふて負給ふふや櫻井を地名か傳世二の二十八葉
乳母に姓か敏達天皇に御子に
に此に王の御名は櫻井皇子に
故思ふに此を書紀の方
正しくて此記に彼敏達天皇に御子の御名より紛
て是を玄に
よ櫻井を玄も連移て共に同御
名を
に作ふ怒を写誤ふふ
を奴を書ば怒を書ふ例
此奴を野の意に此を地名か御乳母の姓か真野臣真
野造に見も此王書紀ふは肩野皇女に
に肩野連見も又思ふに肩字は間字に
の落ふて此記に同き
非か
○橘本之若

子王橘を地名かと思ふべし本は云ふ心得べ若しを
橘樹に下ふて生坐ぬ由縁あるか○泥杼王
此御名不審し書紀ふを舎人皇女とあるふ依らば杼
泥を下上ふ写誤ふるものか此は杼は濁音に假字
ふ多ばいかゞ○遠飛鳥宮段哥ふも必清音ふ仮ふ
仮ふ処ふ誤りて杼を書ふ例を一ツ
ふり此を御乳母に姓ふ仮し天武紀ふ舎人連
糠虫と云人見え姓氏録ふも舎人氏見ゆ此て書紀推
古巻ふ云く當麻皇子到播磨時従妻舎人姫王薨於赤
石仍葬于赤石檜笠岡上とあるを此王か別ふか書
紀ふ次蘇我大臣稲目宿祢女曰堅塩媛生七男六女其

一曰大兄皇子是為橘豊日尊其二曰磐隈皇女更名夢皇女
初侍祀於伊勢大神後坐新皇子茨城解其三曰臘子鳥
皇子其四曰豊御食炊屋姫尊其五曰椀子皇子其六曰
大宅皇女其七石上部皇子其八曰山背皇子其九曰大
伴皇女其十曰櫻井皇子其十一曰肩野皇女其十二曰
橘本稚皇子其十三曰舎人皇女稚の下ふ子字脱ふるむ抑此記
ふを男王女王共ふ同く其王と記して即當昔に称呼れ
を差別ふし書紀ふ依て男女を分別奉ふ仮し○姨を
稲目大臣に妹ふり但小兄比賣といひ書紀ふも小姉
君とあるふ名ふ依らば大臣に姉ふ
ぞ仮を書紀ふ堅塩媛同母弟と仮ふを傳への異ふ仮ふ

なり。書紀に就て、此れの姨ノ字は、妹を誤れるか、又は毋云傳ありて
に。妹をば、凡て古へは姉に對へて、妹をば弟ノ字を云ふ例に
て、妹也云ふこと、一ツになれりし。○小兄比賣。兄比賣は、兄比賣弟比賣なども云名の
例多き。其兄比賣に小を添へたる名なり。此、姉に大兄比賣あるべし。
其は然るべくも云傳し。師は書紀の小姉の訓に依て、此記
をも袁那泥と訓まれたれど、那泥を兄と書むこと、此記
にはさらに非ず。さて書紀の小姉をも、此ノ字
に依て、同く袁延と訓べくこそおぼゆれ。○馬木王。
書紀には茨城皇子とあり。宇婆良の良を省きて、宇麻
紀とも云しなるべし。婆と麻と通ふは常なることにて、萬葉廿に茨を即チ宇萬良とも見え
たり。此も御乳母の姓なるべし。姓氏録に、茨木造二氏見
ゆ。○葛城王。姓氏録に、葛城朝臣、葛木忌寸、葛木直などは
見ゆ。敏達天皇の御子にも、同御名あり。又天智天皇にも、

初めに葛城皇子とも申せり。其外にも同名あり。○間人穴太
部王。太ノ字、眞福寺本には大と作り。何れにても可し。間人は波志毘登と訓べ
し。ハジヴドと訓は、後れ轉なる音便なり。間は借字にて、物の間を波志と云こと、例多し。
土師人のよしなり。土師は波尓志なるを、尓を省きて云なるを。
云を。此ノ御名に間ノ字を借りて書るを以テ見れば、志を濁りて、波自と常に云しを、志を清て
も云けむ。なほ土師の事は、傳廿五の六十七葉に委く
云り。かくて此ノ御名の間人は、御乳母の姓なるべし。姓氏録に、
間人宿祢、間人造などは見ゆ。丹後國竹野郡に、間人郷も
あり。穴太部の事は、次に云べし。此ノ御名、書紀用明ノ巻、推
古ノ巻に、穴穂部間人皇女ともあり。舒明天皇の御子にも、間人皇女と申すも
あり。さて此は用明天皇の大后に坐て、諸陵式に、龍田清

水墓間人女王在大和國平群郡兆域東西三町南北三町墓戸二烟天智天皇六年小市岡上陵ニ合葬ス仍テ間人皇女ハ舒明天皇ノ御子ニテ別腹ニ混ル伝カ

○三枝部穴太部王

三枝部ヲ御乳母ノ姓ト

ヲ此姓上ニ出ス傳七ノ七十九葉

穴太部ハ姉王ノ御名此王ノ御名ニ同ク負坐ニ就テ不審ヲ左右ニ考ヘ合ハ

ハ二柱ノ御名同地名ニテ大和國ニ仍テ大加多此御世ノ

ラハ至テ御子多ハ皆京近キ大和國御兄弟共ハ

ノ内ニ住居ハ内ニ住居ハ内ニ住居ハ

其地ニ住居坐ニ以テ共ニ穴太部王ヲ申セ

ハ伝シ但大和ニ此地名ヲ物ニ見ル今ヲ聞ク

ヲ吉野ノ奥ニ穴太ヲ仍テ必其延ニヲ非ジ古ニ有シ

ハ伝シ此地名ハ穴太部ヲ

ハ人等ノ住有シ負ハヲ穴太部ノ事ハ傳廿四

ノ廿一葉沙本穴太部ノ下ニ云ヲ沙本穴太部ヲ云ヲ

沙本ニ居ハ若ヲ安康天皇ノ穴穂宮ノ地ヲ穴太部

穴太部ヲ云ハ河内ノ日下ヲ日ハ

ヲヲ云ハ下部ヲ云ハ例ハヲ何ヲ不ル此御名

ヲ地名ヲ所思ヒ若ハ二柱ノ御名共ニ御乳

母二人ノ姓ヲ重ネ負ハ御名

カ穴穂部造ヲ云姓ヲ天武紀ニ小見ヲヲ思

部王ヲ申ハヲ姓ヲ負給ハ三枝部王ヲ穴太

給ヒヲハ仍ハ伝ヲ例ヲ見ル殊

ヨ此ヲ二柱共ニ負賜ヲ御乳母ノ姓ヲ云ガ

シ又二柱ノ御名共ニ複姓カヲ思ヲ御兄弟ノ御

乳母ノ共ニ複姓ニテ共ニ穴太部氏ヲ

伝ヲ仍ヲ此御名ヲ地名ヲ仍ハ外

ヲ考ヲ得ル後人カ

カヨク考ヲテヨ

子ヲ仍ハ傳ノ異ハ

此王書紀ニヲ湟部穴穂部皇

此ヲ此記ノ方正シカハ伝

ヲ其故ヲ御兄弟全ク同ジ

御名部ふとなり。あふ信くを以て御名部と。御乳母の姓なり。更部なり。殊に渥部は波志毘登を
ふを本とパせツがべの訓て。傍に丈部の書ふをいみ
じき非部なり。丈部は大く異部ふを。天武紀に。天
見えふ姓れ渥部と同じ。敏達紀用明紀に。穴穂部皇子の妃
ふを此王部なり。崇峻巻に。蘇我馬子に殺ひを賜ふ。○
須賣伊呂杼日代宮段ふ。須賣伊呂大中日子王の云ひ
て。浮穴宮段に。蠅伊呂泥蠅伊呂杼の云ふ。御名義彼
寺れ処に云ふが如し。傳廿六の十二葉。○長谷部若雀
命。雀字舊印本に鷦鷯の作ふ。後人のしわ
ばなふ。大雀命御段に云ふが如し。長谷部を
御乳母の姓なり。長谷部君に見ゆ。傳二十二又姓氏録ふ
長谷部造を。若雀は武烈天皇れ大御名。小長谷若雀命の

ひまり同じ。ひとなるは彼御名の紛れて誤傳れふ
ふやあらむ。書紀ふ。巻なり泊瀬部皇子の妃ふ正し
かふ。彼御巻ふを泊瀬部天皇の。ひて。ひて此御
九て若雀の申れ御名を見えず。
子。書紀に第十二子の。○廿五王。記中如此御子多
ち多き御段ふは。此下に細書に。男王幾柱女王幾柱の。
男女を別て。各其數を挙ふ例なふ。此ふは其注
なり。此を男王十六柱。女王九柱なり。○次長谷部之云
云。此御子れ治天下は。炊屋比賣命より先なり。此
を上に挙ふ次第に依て。次に挙ふなり。真福寺本
の天下れ下に也字ひまり。上れ三柱の治天下れ下に
を。其字無き。此は終ふを。此ふ天下に。○

并四柱云く。凡そ御世〻〻れ間に。同御子あられ中に。四柱天下を治せる例也。此天皇や。近き御代の後水尾、明正天皇。後光明天皇。後西院、天皇。霊元天皇四柱や天皇れ御子あられ内。のみぞ坐せる。いや年ぞ。かゝる御事ぞ故に。殊に加く書せる例也。○此天皇御年を記せる。御陵をも記せる。例れ細注書紀に無し。三十二年夏四月戊寅朔壬辰。天皇寝疾不豫云く。是月天皇遂崩于内寝。時年若干歟也。或書に御年六十二や云る。○御陵や書紀に三十二年云く五月殯于河内古市。九月葬于檜隈坂合陵。推古巻に。廿八年冬十月。以砂礫。鬱檜隈陵上。則域外積生成山。仍海氏科之。建大柱上。直樹柱勝之大高。故時人号之曰大柱直也。諸陵式に。檜隈坂合陵。磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇。在大和國高市郡。兆域東西四町。南北四町。陵戸五烟や。此御陵。大和志に在高市郡平田村。俗呼梅山。傍有翁仲二軀。荒木田久老云。此御陵は。岡より平田村へ。なく間。道佐北方なり。陵上や。こゝ〻〻く礫少て。れなる。其御山の中ぞ。石人四立て。一は男形にて。袴をかゝ。ぎて。陰処を露せり。一は女形にて。左右の手を左右の乳を隠し。是を陰処を。あらはせり。此二ッ共に頭に。なくなくもの。ぬけるが物を蒙せり。はて又一ッは法師に似あり。形一ッは猿に似あり。四ッ皆高さ四尺ばかりなる。あり。物なり。如何ぞに由れ物に。なるを。似る形にて。御陵は鋼女命れわばを。御魂を捧奉る意なるべし。若

他田宮巻

沼名倉太玉敷命。坐他田宮。治天下壹拾肆歳也。此天皇娶庶妹豐御食炊屋比賣命。生御子。静貝王。亦名貝鮹王。次竹田王。

亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次宇毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。八柱又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女。生御子。布斗比賣命。次寶王。亦名

糠代比賣王。二柱 又娶息長眞手王之女比呂比賣命。生御子。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。三柱 又娶春日中若子之女老女子郎女。生御子。難波王。次桑田王。次春日王。次大俣王。四柱

真福寺本ふ。此首は例の如く御子や。○此天皇後は漢様は御諡敏達天皇や申は。○他田宮。他、字舊印本は池や書はそ誤れる。他は表佐や訓書紀ふ譯語や書きるふ意なる。推古紀は通事やそ。又欽明紀姓氏録和名抄、筑前、郷名ふ。ふ曰佐や。ふ假字ふ。但此を韓國より書ふ字ふ。ふ字を日や作ふ。ふ。写誤ふ。ふて表佐や云は。或人韓語ふ。ふ云ふ。然もふ。又他や書は。此を韓國ふて事ふて。隈を前股を俣や書類ふ。其意知がし。他國れ

語を通はせる由かゝゆを思ふゆゑ。然るはあらじ。和名抄。駿河國有度郡郷名あり。他田ゆゑ云ひつゝて。乎佐多ゆゑ云ひつゝて。此宮は神名帳大和國城上郡に。他田坐天照御魂神社と云ふ。持統紀に。殯皇子大津を於譯語田舍に。此地なり。大和志に。此大宮を同郡大田村に在りゆゑ云ふ。古社神社を同村に在りゆゑ云ふ。こゝを他田ゆゑ大田ゆゑ。唱へ似あるを以てゆゑ推當るは非ずか。外よりゆゑ。ところ所古ゆゑ。おゝなるかゝし。或説に。同郡に戒重ゆゑ云処あり。ゆゑ云ふ。ゆゑて霊異記及神明鏡には。磐余譯語田宮ゆゑ云ふ。帝王編年記には。十市郡ゆゑ云ふ。かの大田村も十市郡の堺に。遠かゝるゆゑ。戒重は今少し彼郡堺に近し。磐余は十市郡なり。古は此他田に云ふまゝ。石村ゆゑ云て。十市郡に属あり。時も有ることゝ。

書紀に。元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子即天皇位。是月宮于百濟大井。西年云ゝ。是歳命卜者占海部王家地與絲井王家地。卜便襲吉。遂営宮於譯語田。是謂幸玉宮。○壹拾肆歳真福寺本には十四歳ゆゑ。書げる前後に例に違ふ。此年数書紀も同じ。○庶妹は。麻ゝ伊毛ゆゑ訓ぜる由。上に云ふ。傳廿九の四十三。○静貝王。貝字。舊印本又一本ゆゑ見ゆゑ作。真福寺本に具ゆゑ作。皆誤なり。今は延佳本に依る。竹田王に亦名あり。次に二の貝字を同じ。御名義未思得ず。次に亦貝ゆゑ。並びに御名か。若然ら鯖貝は借字にて。異意なり。又ゆゑ貝は亦名に貝鮹に因ふゆゑ。静ゆゑ贊あり。御名か。万葉十一に。新室踏静子ゆゑ。踏字を序にて。静子は贊あり。称ゆゑ思はる。○貝鮹王。鮹字作は本は誤なり。今は真福寺本延佳本に依る。和名抄に。日本紀私紀云。貝鮹、

加比太古ゆゑ星。此物貝内より出ずるか鯖ふて。両手両脚を其殼れ外に出して。海をおよぎ行く物なり云々。主計式に貝鮪、鯖六斤なども見ゆ。此物に由縁ありて。負賜ふ御名なるべし。○竹田王。御名御乳母なる姓か。姓氏録に竹田臣。竹田連なども見ゆ。又地名か。十市郡に竹田神社式に見え。竹田原。竹田荘なども万葉に見ゆ。書紀推古巻に廿六年天皇崩云く。遺詔曰。比年五穀不登。百姓太飢。其為朕興陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰葬竹田皇子之陵。扶桑略紀に竹田皇子陵。河内國石川郡磯長山田にあり。○小貝王。御名義未考へ得ず。書紀雄略巻に小鹿火宿禰ゆ云人を見ゆ。○小治田王。御乳母なる姓か。姓氏録に小治田朝臣。小治田宿禰。小治田連などゆ見ゆ。又地名か。下に出ず。○葛城王。上に同。御名なり。書紀には此王なし。○宇毛理王。此姓は未見。當らず。○移。御乳母なる姓なるべし。式に阿波國勝浦郡宇毛理比古神社ゆ。○小張王。小字書紀に尾に作る。御乳母なる姓なり。此姓上に出ず。○多米王。御乳母なる姓。姓氏録に多米連。多米宿禰などゆ見ゆ。用明天皇の御子なり。同御名なり。○櫻井玄王。欽明天皇の御子なり。同御名なり。御名義彼処に云ふが如し。彼は書紀の如く。櫻井王なるべし。彼王を玄王ゆゑ傳写あやまれるなり。書紀に冬十一月。皇后廣姫薨。五年

春三月、立豐御食炊屋姫尊為皇后、是生二男五女、其一曰菟道貝鮹皇女、津貝皇女、菟道磯津貝皇女、是嫁於東宮聖德、其二曰竹田皇子、其三曰小墾田皇女、是嫁於彦人大兄皇子、其四曰鷦鷯守皇女、守皇女、其五曰尾張皇子、其六曰田眼皇女、是嫁於息長足日廣額天皇、其七曰櫻井弓張皇女

○伊勢大鹿首は、神名帳より、伊勢國河曲郡大鹿三宅神社の是、此地より出る姓なり、續紀十七詔より、伊勢大鹿首云々、又廿三世四より大鹿臣子出ぜ云人見えざるは、同姓か、異姓か、姓氏録より、未定雜姓大鹿首、津連魂命三世孫天児屋根命之後也、大神宮雜事記より、治暦三年九月、河曲神戸預大鹿武則云く、東鑑より、伊勢國より大鹿、後光、大鹿兼重、大鹿國忠なぜ云人見えざる、○小熊子郎女、名義未考、書紀に父名小熊ゆえ、此女は名は菟名子夫人、字は例の漢文ばかり、道子と書きるは、なぜ、何方ゆ紛きるは、なぜ、唱は似あるかな、何方ゆ紛きるは、なぜ、○布斗比賣命、布斗、称名なり、命なる、○寶王、御名、義、又同御名を上ゆ云ふ、傳廿九の四十八葉○糠代比賣王、舊印本又一本なる、王、字なし、奴加代比賣王、今本真福寺本延佳本より依る、云々、男女は名より多く如何なる義ゆ、なるは、未思得ず、糠は借字なり、書紀より、次采女伊勢大鹿首小熊女、曰菟名子、夫人、生太姫、皇女、更、名、櫻井、皇女、與糠手姫、皇女、更、名、田村、皇女、○息長真手王、諸本より真、字なし、今は延佳本より依る、此事上より云ふ、上より出

此巻の八葉

○比呂比賣命、称名ゆかぬ。書紀は四年春正月云々、同年冬十一月、皇后廣姫薨、諸陵式に、息長墓、舒明天皇の祖母名曰廣姫、在近江國坂田郡、兆域東西一町、南北一町、守戸三烟○忍坂日子人太子、太子は美古能美許登と訓ぐべし。上は云ふが如し。傳世九の忍十八葉坂を居坐ふ地名なるべし。此地上より出。傳十九の日子人二十九葉を称名ふ。景行天皇の御子ふ。日子人、大兄、王、中坐。此御名も書紀には彦人大兄皇子と云ふ。御名義彼処より云ふ。傳世六の十一葉書紀孝德巻に皇祖大兄謂彦人大兄也と云へり。彼天皇の大御祖父王に坐。故此王、太子に立坐事は書紀に見えぬ。





ものなり。故、或説に此の太子、字を大兄と誤れる云ふ。中くよろしく用明巻にも太子彦人皇子と書なり。舒明天皇は大御父王に坐せば、彼御世ふや追尊て太子と申奉給ひ、諸陵式に、成相墓、押坂彦人大兄皇子、在大和國廣瀬郡兆域東西十五町、南北廿町、守戸五烟、かくこそ兆域は廣き由なれ、いかなる故に加地形なる村に称王子墓隣り廻相村に墓畔小冢六り姓氏録未定雑姓に御原、真人、渟中倉太珠敷天皇、皇子彦人大兄王之後也○亦名諸本亦、字を脱せり。今は真福寺本延佳本に依りぬ。○坂騰王、東大寺ふ古文書の中に大和國添上郡酒登荘と云見えたる。此地、名ふ伝し。○宇遲王、遲、字諸本に庭と誤れり。今は一本に依りぬ。御乳母ふ

姓名なし。姓氏録ニ宇治宿祢又宇遲部を云ふ。書紀ニ七年春三月以菟道皇女侍伊勢祠即斑池辺皇子事顕而解。○三柱此二字諸本ニ無し。今は一本ニ依る。書紀ニ四年春正月立息長真手王女廣姫為皇后是生一男二女其一曰押坂彦人大兄皇子更名麻呂古皇子其二曰逆登皇女其三曰菟道磯津貝皇女此磯津貝ハ申ル御名也。傳ニ紛ふ誤なり。其故は上ニ菟道貝鮹皇女更名菟道磯津貝皇女ハ兄弟ル中ニかく全く同じ御名はあるべからず。上ニ引る記も同じ事れば誤ニ非ず。此記ニ御名は此記ニ同じ宇遲王ハ見え書紀ニも七年ル処ニ菟道皇女ハ見え。書紀ニも七年ル処ニ菟道皇女ハ見え。磯津貝は彼上ニ云ふハ紛ふて誤る事なり。共ニ菟道ハ申せしかなり。○春日中若子此春日は地名ハ聞えざるなり。

書紀ニ春日臣ハ姓名ハ若子は書紀ニ仲君ハ為る若字は君を誤るか。何ぞ不可ん穂ニも聞えぬ名なり。書紀ニは和加ニは稚字をのみ用ひあれば彼君字は若れ誤ニ非ず。但君の下ニ子字脱るか。ニ聞ゆ吉弥侯部ハ云姓を云ふ。続紀ニ改君子部姓為吉美侯部氏録ニ吉弥侯部ハ云ふ今本ニ侯を隻ニ誤る。○老女子郎女老女は意美那ハ訓ふ。上ニ云ふ如し。傳九の十八葉続紀十三ニ紀朝臣意美那家原音那ハ云人名を見也。書紀ニ此の名を老女君夫人ハ云ふ。類聚國史ニは子ハ作る君字は子を誤る。ハ云ふ此ニ因て見る父名ハ君字を子君を子ハ誤か又此記ハ郎女ハ云名例あり。又藥君ハ夫人ハ書る多ニは例ハ漢文ニ云ふを。○難波王御

乳母ガ姓ハ、姓氏録ニ難波忌寸、難波、難波連ナドノ
ヲ、此、王崇峻紀ニモ見ユ。サテ姓氏録ニ路、真人、守山、真
人、甘南備、真人、飛多、真人、英多、真人、大宅、真人、成相、真人
ハ、此、王ノ後ヲ見ヱタリ。又橘、朝臣モ、此、王ノ後ナリ。
姓氏録ニ、橘、朝臣、甘南備、真人同祖、敏達天皇、難波皇子、
男、贈従二位栗隈王、男、治部卿従四位下美努王、美努王
妻ニ従四位下縣犬養、宿祢東人ガ女、正一位縣犬養、橘、宿祢
三千代、太夫人ニ生ム、左大臣諸兄、中宮、大夫佐為、宿祢、贈従
二位牟漏女王ヲ云ク、和銅元年十一月己卯、大嘗會ノ廿五
日癸未曲宴ニ賜フ橘宿祢姓ヲ、於太夫人ニ、天平八年十二月丙
子、詔ニ、参議従三位行左大辨葛城王ニ賜ヒ、橘、宿祢諸兄ト、ヤ為
ヲ、續紀十二、天平八年十一月丙戌云ク、壬辰云ク、考ヤ
ヲ、十八ニ左大臣正一位橘、宿祢諸兄ニ賜ヒ朝
臣姓ヲ、ヤリ、又万葉六ノ卅二、考ヤ
御乳母ノ姓ハ、不伝シ。○桑田、玉。
當時、此、姓ナリ。ヒ考ヘム。姓氏録ニ
ハ桑田、

真人ノ母ハ、其ハ、此、天皇ノ
御孫ノ後ヲ、ナレ、ヲ、非ヲ。地、名ニ、ヲ拝シ、丹波、國ニ桑
下ニ同御名ノ、ヤリ。○春日、王、地、名ハ、不伝シ。此二柱ノ次
ハ、ヲ、此、王崇峻紀ニ出ケテ姓氏録ニ、香山、真人、出自諡敏
達、皇子春日、王也。春日、真人、敏達天皇、皇子、春日、王、之後
也。高額、真人、春日、真人同祖、春日、王、後也。○大俣、王、御乳
母ノ姓カ、地、名ニ、詳ニ、ヲ考ヘ、ヨ。玉穂、宮、
段同名見ヱ、下ニモ同名ノ人ヲ、女王ナリ、ヲ、舒明紀ニ、八年
秋七月、大派王云ク、皇極紀ニモ見ユ。姓氏録ニ、茨田、真
人、敏達天皇、孫、大俣、王、之後也。孫ヤ、誤ル、不伝シ。書紀ニ、四年春
正月云ク、是、月立ニ一夫人ヲ、春日、臣仲君ガ女曰ニ老女君夫人ニ

更名、藥君娘也。生三男一女。其一曰難波皇子。其二曰春日皇子。其三曰桑田皇女。其四曰大派皇子。

此天皇之御子等。幷十七王之中。日子人太子。娶庶妹田村王亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮治天下之天皇。次中津王。

次多良王。三柱 又娶漢王之妹大俣王。生御子。智奴王。次妹桑田王。二柱 又娶庶妹玄王。生御子。山代王。次笠縫王。二柱 幷七王。

十七王之中。こゝに上の例に依らず。之の上に此の字脱ありかゝゆゑ云傳もれぜ。日代宮段に移ふ也。幷八十王。

之中云々ありて○田村王此王上小名寶王ありて
かりを思ひ浮然小名ありて書紀小名を糠手姫皇女更名田村皇女
ありて田村は地名なれば傳し其故は此生坐ける御名を田
村皇子舒明天皇書紀小ありて御母北居坐ける地より其
子を居坐ける名を北なれば其は姓氏
録吉田連條小奈良京田村里續紀十八より藤原朝臣仲麻呂
より田村後宮なり田村宮北七
あるを此地なり地名なれば傳し諸陵式より押坂墓
田村皇女在大和國城上郡舒明天皇陵内無守戸書紀皇極
巻より二年九月吉備嶋皇祖母命薨ありて
女なりと云説あるを祖母北字より就て誤りなれば祖
母は親母の義なりて皇極天皇は大御母なり又天智巻
より三年六月嶋皇祖母命薨ありて右の同事北誤

て重なりあるなり○坐岡本宮治天下之天皇は舒明天皇なり
書紀彼御巻より息長足日廣額天皇淳中倉太珠敷天皇
孫彦人大兄皇子子也母曰糠手姫皇女云々元年春正
月癸卯朔丙午云々即日即天皇位御位より即賜はぬ前
あり十三年冬十月己丑朔丁酉天皇崩于百濟宮云々皇
極巻より元年十二月葬息長足日廣額天皇于滑谷岡二
年九月葬息長足日廣額天皇于押坂陵或本云呼廣額
皇也ありて下の葬字北上より天皇為高市天
改字脱あるか諸陵式より押坂内陵高市岡
本宮御宇舒明天皇在大和國城上郡兆域東西九町南
北六町陵戸三烟太子傳暦より押坂内山陵ありて此
御陵大和志小在忍坂村上今称形冢

や云て。押坂、墓、田村、皇女、押坂、内、墓、大伴、皇女、押坂、墓、鏡、
王三俱在舒明天皇陵、域内や云て。此、御陵、忍坂村れ東
北、方れ山、上ゝ為て。南、方崩て。大きゝ
ゝ為岩構て少ゝ顕て見ゆゝぞ。 ゝて岡本、宮は書
紀彼、御巻ゝ。二年冬十月天皇遷於飛鳥、岡、傍、是謂岡本、
宮ゝ云ゝ為是ゝ為。よゝ八年六月災岡本、
宮。天皇遷居田中宮。 此、宮又齊明、巻
ゝ。二年於飛鳥、岡本、更定宮地。遂起宮室。天皇乃遷号曰
後、飛鳥、岡本、宮ゝ云ゝ為を同地ゝ為。此、宮帝王編年記ゝ。
高市、郡嶋、東岳本、地是也ゝ云ゝ。嶋は今嶋、莊ゝ云処。岳本は今れ岡ゝ云処な
て。岡本、宮ゝ云名。推
古紀ゝと見えて。大和志ゝ。在岡村ゝ云て。ゝて此、ゝ
此、御子を挙ゝ為ゝ。凡て。の例ゝ異ゝ為。な為て。ゝ例
ゝ治天下天皇ゝいて。皆御名を挙て。さて下ゝ至
て其、命者治天下ゝ記ゝ。此れ如く。 ゝ為ゝ。坐、其、宮治

天下天皇ゝ挙
ゝ為例は。れし。是ゝ。ゝは此は天武
天皇れ大御考。天皇ゝ坐が故ゝ。殊ゝ尊崇奉ゝ為ゝ。此記
を彼、天皇れ詔命ゝ因ゝ為ゝ為。又彼、天皇
大御呼ゝ為ゝ。誦賜て為ゝ為。更ゝ為。二ゝ為を。此、
記は推古天皇ゝ終て。此、天皇舒明れ御世まゝを記ゝ
ざ為ゝ。後ゝ治天下天皇ゝ坐ゝ。例を變て如此は挙為
為ゝ。ゝ前れ意ゝ為ゝむ。○中津王は三柱れ内の第
二の御子ゝ坐ゝ。仲ゝ申ゝ為ゝ。津れ下ゝ之を附て讀ゝ為
し。○多良王。御乳母れ姓の。姓氏録ゝ多く 地、名か。詳ゝ
ら。○漢王。漢は阿夜ゝ訓。御乳母れ姓ゝ。漢直明、宮、
段ゝ見ゆゝ。ゝて此、王れ何ゝの御子ゝ。詳ゝ

紀ふ同名天皇初適於橘豊日天皇之孫高向王而生漢皇子也見えたり。○大俣王同名上ふ見ゆ。○智奴王御乳母ハ姓氏録ふ珍県主ありて又地名か此別境岡宮段ふ見え姓氏録ふ珍県主ありて又地名か此地上白檮原宮段ふ出ツ此王ハ皇極天皇孝徳天皇ハ太御父ふ坐す書紀皇極巻ふ天皇押坂彦人大兄皇子孫茅渟王女也諸陵式ふ片岡葦田墓茅渟皇子在大和國葛下郡兆域東西五町南北五町無守戸。○桑田王同御名上ふ見ゆ。○山代王笠縫王此二柱ハ欽明天皇ハ御子ふ同御名ハ以上三柱連続てかく近く同御名あふこそいとかと疑はし若しくは傳ハ紛れあるを非ふの。

# 御陵在川内科長也。

此上ふ此天皇御年若干ハ云言あふ侍し。あるひ御年を侍記ハ侍ふ此天皇ハ云こは必有侍を処ふ例皆然す殊ふ此は并七王より直ふ御陵云くハ紀ふ侍ふ日子人太子ハ御陵ハ聞えていかゞ。○此上ふ舊印本真福寺本又一本ふ甲辰年四月六日崩ハ云例ハ細注ありて舊印本ふハ本文ふ侍ふ大字ふ書す此注年月も日も書紀ハ異ふ。書紀云十四年秋八月乙酉朔己亥天皇病弥留崩于大殿是時起殯宮於廣瀬云く御年ハ記ハ侍ふ或書ふ四十八ハ云す。○川内科長書紀崇峻巻ふ四

年夏四月壬子朔甲子葬譯語田天皇於磯長陵是其妣
皇后所葬之陵也諸陵式ハ河内磯長中尾陵譯語田宮
御宇敏達天皇在河内國石川郡兆域東西三町南北三
町守戸五烟ヤ有り大和志ハ在葉室村西ヤ云ヲ九て
此科長ハ御陵六ツ有り此天皇用明天皇推古天皇孝德天
皇又石姫皇后聖德太子神名帳ハ科長神社ヲ有ル

池邊宮卷

橘豐日命坐池邊宮治天下參
歲此天皇娶稻目宿禰大臣之
女意富藝多志比賣生御子多
米王一柱又娶庶妹間人穴太部
王生御子上宮之廐戸豐聰耳

命(ミコト)次久米王(クメノミコ)次植栗王(ツギニウヱクリノミコ)次茨田王(ツギニウムタノミコ)四柱

又娶當麻之倉首比呂之(タギマノクラビトヒロガ)女(ムスメ)飯女之子(イヒメノコヲメシテウミセルミコ)生御子(タギマノミコ)當麻王(ツギニタギマノミコ)次妹須賀志呂古郎女(イモスガシロコノイラツメ)。

真福寺本ハ此首ヨリ弟ヲ始ヲ又命字王ヲ作ル。○此天皇後の漢様ハ御諡用明天皇ヲ申ス。○池邊宮ハ伊

氣能辨ヲ訓ス。和名抄讃岐國ハ郷名池辺伊介乃倍ヲ始ヲ例多シ。是傍例多シ。但辨の清濁はいかなるか。和名抄ニ大和國十市郡池上郷ハ地名多シ。万葉七二十ニ池辺小槻下ヲ多シ。此地か。八ヨ。御在西池辺云くれはなり。池ハ辺多シ。其哥モ同じ。池辺直ヲ云姓は此地ヨリ出ル。石村池ハ辺多シ。以て負ヒ多名付し。石村池は書紀履中巻ニ二年十一月作磐余池ヲ見タ。継躰巻ハ哥又万葉三ヲモ見タ。石村ハ事上ニ出ル。傳世八ハ書紀ニ十四年秋八月。淳中倉太珠敷天皇崩。九月甲寅朔戊午。天皇即天皇位館於磐余名曰池辺雙槻宮。續紀五ニ。石村池辺宮御宇聖朝。世八ヲ池辺雙槻宮御宇多ヲ見ル。

雙槻宮と此地は大木の槻の二木殖生し因て負せ
る宮号なり大和志に此宮今の郡の長門邑に在て
宮云処なり宮云又石村山口神社と長門邑に在て
今称雙槻神社宮云是或書に此宮を高市郡宮云ふと
非なり

○參歳 參字真福寺本ふと三と作る 書紀に一年差て御位に
即坐ふ年より計て多ふ物なふ伝し

○稲目宿祢大臣 真福寺本ふは宿祢二字なし 上に出 此巻の世九葉

○意富藝多志比賣名意師木嶋宮條岐多斯比賣れ下に云ふが如し意富は
大なる也けて此名に疑ふは彼に同名ふて此は大
云ふと姉に南と云ふ彼と妹ふて大御父天皇の妃
此と姉ふて其御子の妃なふ伝いかゞ書紀ふと此
名石寸名に伝る 石寸はいしきかいはきの石村を
古書ふは多く石寸に作る但し書紀

ふ石村を寸み形磐余に作れども是は人名なれば古書に書ふまふかく書きるか詳なれ九
て彼紀の地名人名なれど用字は
かふ類れ紛らはしきこと多し

○多米王敏達天皇
の御子に同御名ふて書紀に立蘇我大臣稲目宿祢女
石寸名為嬪是生田目皇子更名豊浦皇子

○間人穴太部王上
に出

○上宮之廐戸豊聰耳命上宮は書紀推古巻に父
天皇愛之令居宮南上殿故称其名謂上宮云と伝ふ
に依ふ大宮の南に別ふ上宮に云宮の有て上殿に書
文形の宮南と云ふ是ば別に其は殊ふ上ふ宮ふ云ふと
一つの宮なること著明し

形き宮形の故に上宮に称けられ伝ふ
かくて其名後に伝残て其の地名に形きふ伝り書

紀此御巻に。初居上宮。後移斑鳩とあるも。既に地名となれる後を以て。初めを及ぼして云るなり。又これはまゝ彼宮を指て云るにはあらず。さて此地名今に遺りて。十市郡に上宮村あり。池辺宮の地に近し。宇閇能美夜と呼ぶなり。然れば此御名も。然訓べきなり。書紀に。カムツミヤと訓るは。字に就てあるべきことに訓るにて。此地名を尋ねての訓には非ず。凡て今世に遺れる古の地名。おのづから訛れるぞ多けれども。かむみやを駁て。うへのみやと云が如き例は。をさをさなければ。初より宇閇能美夜とぞ唱へけむ。但しとも上國などの例に如く。宇波都美夜と云しを。今うへのみやと云むことは。あるまじきに非ず。古へ都と云しを。後に能と云例は多ければなり。さて此宮の事を。太子傳暦に。今謂坂田寺。是其宮處矣と云るは。いかゞあらむ。坂田寺は。書紀此巻。又推古巻に。南淵坂田寺とありて。其寺は高市郡坂田村にあり。池邊宮よりは南方にぞあれども。なほ上云



宮村ぞ其跡なるべく思はる。聰耳は刀美々と訓べし。利の意なり。字鏡に。聆止弥々。又耳止之ともあり。書紀竟宴集に。此太子をよめる哥に。登与止美己とある美己は。美々を誤れるなるべし。續後紀四に。矢田部造聰耳と云人名も見ゆ。書紀推古巻に。元年夏四月。立廐戸豊聰耳皇子。為皇太子。仍録攝政。以万機悉委焉。橘豊日天皇第二子也。母皇后曰穴穂部間人皇女。皇后懐姙開胎之日。巡行禁中。監察諸司。至于馬官。乃當廐戸。而不労忽産之。此時は用明天皇いまだ天皇に坐さゞれば。監察諸司と云こともいかゞ。思ふに此はなど何か誤れるしに。其ありし行しをりし事にぞあるらむかし。生而能言。有聖智。及壯一聞十人訴。以勿失能辨。兼知未然。且習内教於高麗僧恵慈。学外典於博士覚哿。兼悉達

矣父天皇愛之令居宮南上殿故称其名謂上宮廐戸豊
聰耳太子（霊異記ニ聖徳皇太子有三名一号曰廐戸豊聰耳二号聖徳三号上宮也向廐戸産故曰廐戸天年生知十人一時訟白之状一言不誤能聞之別故曰豊聰耳進止威儀似僧而行加以制勝鬘法華等経疏弘法利物定孝積功勲之階故曰聖徳天皇官住上殿故曰上宮皇也）九年皇太子初興宮室于斑鳩（十三年皇太子居斑鳩宮二十九年春二月己丑朔癸巳半夜廐戸豊聰耳皇子命薨于斑鳩宮云々是月葬上宮太子於磯長陵（扶桑畧記ニ二月廿二日薨時年卅九云々書紀の癸巳は五日なり廿二日は異説なり又年卅九ゐては年紀合はざるなり卅を卅の誤歟ゐ但し或書ゐ四十九なり）諸陵式ゐ磯長墓橘豊日天皇之皇太子名云聖徳在河内國石川郡兆域東西三町南北二町守戸三烟（河内志ニ石川郡叡福寺山号科長又呼御子墓也墓上建小堂遶以石柵又云々云々上太子墓云々）○久米王御乳母氏姓カ姓氏録ニ久米朝臣久米臣久米直なり又地名なるべし（高市郡書紀推古巻ニ十年来目皇子為撃新羅将軍十一年春二月来目皇子薨於筑紫云々後葬於河内埴生山岡上（続紀廿八ニ参議従三位山村王薨橘豊日天皇皇子久米王之後也姓氏録ニ登美真人出自諡用明皇子春日王也）なり（春日王を一本ゐ来目王なりと写誤なり又敏達を誤て用明ゐ御子なり傳写多ゐゐ改ゐ也ゐ誤し若然らば来目なは後ゐはからゐ改ゐ紀ゐ登美真人のはじめ続紀四十ニ見ゆ）○植栗王御乳母氏姓カ姓氏録ニ殖栗連なり又地名カ神名帳ゐ城上郡殖栗神社ゐ見ゆ（書紀天武巻ニ同名見ゆ姓氏録

よ。蜷淵真人、出レ自二諡用明、皇子殖栗、王一也。○次茨田王。此、四字諸本ハ脱あり。今は延佳本ヨ書紀ヨ依テ補ふ。ハ依ヨリ。四柱ヲ為ヨ。脱あるハ著レれば。ちて継躰天皇ハ御子ヨ同レ御名あり。茨田郎女書紀ハ元年春正月。立二穴穂部間人皇女一為二皇后一。是生二四男一。其一曰廐戸皇子。更名耳聰聖徳。或名豊聰耳法大王。或云法主王。此之皇子。初居二上宮一。後移二斑鳩一。於二豊御食炊屋姫天皇世一。位居二東宮一。總攝萬機。行天皇事。語見二豊御食炊屋姫天皇紀一。其二曰来目皇子。其三曰殖栗皇子。其四曰茨田皇子。○當麻之倉首比呂。當麻は姓。大和國葛下郡ハ當麻より出あるハ姓なる。倉首は尸ハ。久良毘

登ヲ訓ハ。複姓ハは非ず。ハ。ヲ訓ハは非ず。此、尸ハ例は天武紀ヨ次田倉人椹足。續紀二ヨ春日倉首老。万葉ヨ見ゆ。十一ハ河内藏人首麻呂。廿七ヨ春日藏毘登常麻呂。廿九ハ白鳥椋人廣世ヨ秦倉人豊主。万葉十九ヨ高安倉人種麻呂ハ見ゆ。姓氏録ハ池上椋人。河原藏人。日置倉人ハ。字はいろいろ書あれ。皆同じ尸ハ。首を毘登ヲ訓は。於を省きて。ハ。ハて。意は於毘登ハ意ハ。此、尸。ハて人ヲ書ハ例。皆首の意ハ。ちて首を毘登ヲ云て。人ヲも書ハ例。天武紀ハ忌部首子首。又三輪君子首ハ。子人ヲも書あり。又續紀ハ以去天平宝字九歳改首史。如キ並為毘登。彼此難分。氏族混雑於事不穏。宜従本字ヲ。ハて右ハ文ヨ九歳ヲ。是も首を毘登ヲ云ハ例ハ。天平宝字五年より。此、時ハは。首ハ尸

と史記ハ尸也毘登や記せり。ちて此倉首や云尸は之や倉ハ事ふ仕奉ふ所より起ふ之其起之古語拾遺ふ見ふ之比呂は名ふり。○飯女之子（真福寺本ふは女字ふし又師は之子二字衍ふり云ふ之）名義ふて所ふ古や ふし書紀ふは父ハ姓名を異ふて此名を廣子ハ云ふり此記真福寺本ふ女字ふ之ふ就て思ふ伊比乃古や比呂古や相近し又父名比呂ハ此名ハ彼此の間紛ふや ふり ふり ふむ。○當麻王地名の御母ハ姓ふ之居坐ふ所ふ也又御母ハ姓を取ふ所ふか書紀ふは麻呂子皇子や ふ之推古巻十一年ハ処ふ以来目皇子之兄當麻皇子ふ為征新羅將軍云ふ也ふは此王ふり ふ之巻ふ更名當麻皇子や ふの姓氏録ふ當麻真人用明皇子ふ誤ふ ふり

麻呂古王之後也。○須賀志呂古郎女（賀字真福寺本清ふは加ハ作ふ）白子の意カ但記中白鮎の ふ之路ふ漏ふ を用ひ ふれ ふ此ハは異意カ又書紀ふ酢香手や ふの ふ之志呂ハ代の代を ふテ也云例此書紀ふ葛城直磐村女廣子生一男一女男曰麻呂子皇子此當麻公之先也女曰酢香手姫皇女歴三代以奉日神天皇即位ハ月以酢香手姫皇女拝伊勢神宮奉日神祀（此皇女自此天皇時逮于炊屋姫天皇之世奉日神神祀自退葛城而薨見炊屋姫天皇紀或本云三十七年尚奉日神祀自退而や ふ之此王三代の間伊勢齋や坐ふ所は大御父薨ふ也天皇ハ崩坐ふ時ハ退坐ふ之ふ）

を以て古ふ服や云事無かりしを知ふし。○上ハ例ふ依ふふ此ふ二柱や云細注ふ所ふ之諸本ふ無し。

## 此天皇御陵在石寸掖上。後遷科長中陵也。

此天皇ハ下ニ舊印本真福寺本又一本ニハ丁未年四月十五日崩ト云例ニ細注ヲ加ヘ。舊印本ニハ本文ニ年ヲ月ヲハ書紀ヲ合ヘテ日ハ合ハズ。癸丑ハ九日ニ加ヘ。書紀ニ二年夏四月乙巳朔癸丑崩于大殿ト云フ。或書ニ年六十九ヲ云ヘ。年紀違ヒ○石寸掖上。寸字舊印本ニ寸字ハ村ニ誤ル。の偏を省ヒ。石村形ヲ。此事傳卷八の二葉ニ委ク云フ。掖ハ書紀ニ依ヘ。池字を写誤ヒ。但此記ニ書紀ニ依ル。池字は遠字を書ヒ。是ハ字を変テ。上字を彼地名ヲハ異ニ。此ハ石村池の上ヲ云ヒ。石村ニ掖上ヲ云ハ聞ヘカ。葛城ニ掖上ヲ云ハ。上ニ出タリ。書紀ニ二年云ク。七月甲戌朔甲午葬于磐余池上陵ヲ。大和志ニ十市郡石寸掖上荒陵在谷長門二邑界。○科長中陵。科長ハ上ニ出。書紀推古巻ニ元年秋九月。改葬橘豊日天皇於河内磯長陵。諸陵式ニ河内磯長原陵。磐余池辺列槻宮御宇用明天皇在河内國石川郡兆域東西二町。南北三町。守戸三烟ヲ。中ニハ。此御陵敏達天皇御陵ヲ。推古天皇御陵ヲ中間ニ在ルを以て。

後ヨリ分テ云ルカ如シ。式ニハ此御陵ヲ磯長原陵ト云ヒ、石姫皇女ノ御墓ヲモ磯長原墓ト云カ如シ。其ハ敏達天皇御陵ニ同域ニアルヨリ、敏達天皇ノ中尾ニテ、是ヲ以テ思フニ、此ノ中尾ハ磯長ノ中尾ニテ、字ノ脱アルカ如クモ思フ。此ノ中尾ハ磯長ノ中尾ニテ、太子傳暦ニハ、此御陵ヲモ中尾山陵ニアルモノ、ト信ジ、彼書ニ、此天皇二年秋七月、天皇葬ニ於河内科長中尾山陵ニ云カヲ、改葬ルカヲ、ワキヲ、ヒガトヒガトヒガヒガヒガ

前皇廟陵記ニ、或曰、在春日村上、太子御墓山、辰巳可五六町、大和志ニモ、在春日村ニ云フ。

倉椅宮巻

長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治天下肆歳。御陵。在倉椅岡上也。

○

真福寺本ニ、此始ニ弟ヲ脱ル。○此、天皇、後ノ漢様ノ御諡崇峻天皇ヲ申ス。○倉椅上ニ出。傳世七の十五葉 ○柴垣宮ハ、多治比之柴垣宮ト下ニ云カ如シ。傳世八の三十六葉 此、宮ハ、今ノ倉橋村ノ金福寺ヲ云。寺、其跡ナリヲ云フ。○

肆歳肆字真福寺本は四也なり書紀ふ二年夏四月橘豊日天皇崩
云く八月癸卯朔甲辰炊屋姫尊與群臣勸進天皇即天
皇之位云く是月宮於倉梯也あり四歳は彼紀也一年
差あり○書紀ふは御子あり二柱を挙られあふ此
記ふ記ふ所也畧也ふ所信し此記のさまは近き御世御世ふ所まく
ふ漸ふ事を畧
けるなるべし○肆歳也ふ所下ふ舊印本真福寺本又
一本ふ壬子年十一月十三日崩也云細注あり又真
福寺本ふは崩下ふ也字ふり又書紀也年月は合て日
舊印本ふ也本文ふ連也て書あり
は差あり書紀の乙巳は三日ふり若しくは乙卯ぞ十三日ふる或書ふ
己字は卯の誤ふ乙卯ぞ十三日ふる
年七十二也を七十三也ともあり並年紀違あり○倉

椅岡上書紀ふ五年冬十月有献山猪天皇指猪詔曰何
時如断此猪之頸断朕所嫌之人多設兵仗有異於常蘇
我馬子宿祢聞天皇所詔恐嫌於己招聚儻者謀殺天皇
十一月癸卯朔乙巳馬子宿祢詐於群臣曰今日進東國
之調乃使東漢直駒殺于天皇是日葬天皇于倉梯岡陵
或本云大伴嬪小手子恨寵之衰使人於蘇我馬
子宿祢曰頃者有献山猪天皇指猪而詔曰云く也あり
天皇崩坐て即日葬奉ふ所也古今ふわあり例あ
らぬ也當時馬子賊ふ威権ふ所ふ於ふは也ふ
諸陵式ふ倉梯岡陵倉梯宮御宇崇峻天皇在大和國十
市郡無陵地并陵戸陵地陵戸ふ無きこと也是又例ふし
何の故也なくて如此くふは

これを又馬子賊が威権を畏みてなほ侍し。然まれども後ふ至まてなほ陵戸を置ふ侍き事をなほ。然はらはいかがぞや。此御陵。大和志ふ。倉橋村東今曰赤坂陵畔有冢六ヤ云ま。此御陵。赤坂ヤ云坂上ふ在圓き塚ふて。松樹多く生繁まりヤ云ま。

小治田宮巻

# 豐御食炊屋比賣命。坐小治田宮。治天下參拾漆歳。御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。

真福寺本ふは。此首ふ妹ヤ伊ま。○此天皇後ヤ漢様の御諡推古天皇ヤ申ル。○小治田宮。此地穴穂宮段ふ出。又書紀安閑巻ふ。小墾田屯倉。欽明巻ふ。蘇我稲目大臣之小墾田家ふ見ゆ。ちて此御巻ふ。泊瀬部天皇五年十一月。天皇為大臣馬子宿祢見殺嗣位既空。群臣請渟中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女以將令踐祚皇后

辞譲之。百寮上表勸進。至于三乃従之。因以奉天皇璽印。
冬十二月壬申朔己卯。皇后即天皇位於豊浦宮。十一年
冬十月己巳朔壬申。遷于小墾田宮。此見ゆ。又皇極巻元
年十二月。天皇遷移於小墾田宮。孝徳巻。小墾田宮云
云。齊明巻。元年冬十月。於小墾田造起宮闕。擬将瓦覆
云々。天武巻。小墾田兵庫。續紀廿三。幸小治田宮。
多小治田。岡本宮。廿六。行幸紀伊國云々。是日到大和
国高市。小治田宮。万葉十一。二十七丁。小墾田之坂田乃橋
之。今本坂字を板と誤る。霊異記。云々。其雷落處者。今呼雷岡。在古京小治田宮者。
小治田は即飛鳥と同地。

此御世。ところ。小治田と云し。多修し。其故は右より引続紀。小治田宮
田。岡本。宮と。即飛鳥。岡本。宮と。南北。霊異記。雷
岡と。即今。雷土村と云て。飛鳥。北神奈備山と
云處。又万葉。小墾田乃坂田。橋と。推古紀。南北。
南北方近く。南淵。坂田寺と。用明紀。
飛鳥の地を廣く。小治田と云し。多修し。此。小治田宮
を。大和志。豊浦村。豊浦村を近き地。
は。豊浦。宮。彼村の。小坐し。天皇初。
田村。雷土村。飛鳥村。岡村。坂
十市。郡の大福村其地。○参拾漆歳。真福寺本。は。
数は。即位。年より計。○此。舊印本
真福寺本又一本。戊子年三月十五日。癸丑崩。
云例。細注。舊印本。癸丑。下。日。字。又真福寺本。又舊印本。

を年字歳を作る今は真福寺本又一本に依りて上れ例然るべし年月を書紀を合へて十五日は差る但癸丑を書紀を合へて此細注に十支を記せるを上に例ぬ是は書紀に依て後に加る歟又若しくは文を傳の異なるなり書紀は丁未朔なれば癸丑は七日なり書紀に干支を記せるを己亥朔なり書紀に三十六年春二月

天皇卧病三月丁未朔壬子天皇病甚之癸丑天皇崩之

時年七十五即殯於南庭に有る此天皇は年紀書紀に記せる五月なれば欽明天皇は十五年に生坐ます然るに敏達天皇は五年に皇后に立賜ふを此御巻の初に十八歳なりと云へり其年は廿三歳に成る又三十四歳は時敏達天皇崩の年は三十二歳に成る違ひあり彼天皇崩の歳に成る違ひ有り崇峻天皇崩は年三十九歳なり故を合へば三十四歳云々は合ず或書に春秋七十三云七十一云

八十五を云る○大野岡上は書紀敏達巻に十四年蘇我大臣馬子宿禰起塔於大野丘北設齋云々なる所地なる所傳し大和志に高市郡廢大野丘塔在和田村礎又右猶存敏達天皇十四年云々即此を云る又天武巻に云々到大野以日落也及夜半到隱郡此大野を山辺郡なる大和より伊賀に名張を越る道に今を大野村大野寺有る兼元三年三月後鳥羽太上皇の御幸有る宇陀郡大野石佛を云是なり宇陀郡界近き処なり又諸陵式に大野墓在大和國平群郡此墓大和志に在高安村を云る然を此を云は非じ○科長大陵師は大字は上に誤を云る科長中陵有る然り此は科長なる御陵なるもの中に大和なる故に大を云なる傳し書紀に天皇崩之云々秋九月己巳朔云々先是天皇遺詔曰比年五穀不登百姓太

飢。其為朕興陵以勿厚葬。便冥葬于竹田皇子之陵。壬辰
葬竹田皇子之陵。竹田皇子陵。何處也。記はざるをいかゞ。若是大野岡か。はたゝ科長か。詳知ること。此記
に依れば竹田皇子陵大野岡なる故に。さて後に科長
に改葬奉る事。書紀に漏れる故しかの遺
詔に。民の苦を思ふ。科長御陵は大陵也。厚葬ることを傳光賜
ふ。初に葬奉りし御陵ふるを非じ。然はを扶桑畧記に。竹田
皇子陵。河内國石川郡磯長山田也云はは。此天皇の御
陵よりて云はれる。傳はれば。據やしがたし。諸陵式に。磯長山田陵。小治田
宮御宇推古天皇在河内國石川郡。兆域東西二町南北
二町。陵戸一烟。守戸四烟。扶桑畧記に。康平二年六月二日河内國司言上。盜人發。推古
天皇山陵之典也云。大和志に。在南山田村也云。前皇廟陵記に如此云

古事記下巻終

終字は無き本もあり。又巻字も共に無き本もあり

天保十五年
甲辰九月再校

尾州名古屋本町通七丁目
永樂屋東四郎
江戸日本橋通本銀町二丁目
同　出店



此万葉集は上古雄畧天皇の御代あたりより後に寧樂朝にいたる迄上天子より下庶人に至るまで長歌短歌雜歌躰例とれや種々の歌を廣大に集にて所謂古躰の歌の大成なるもの也○万葉とも書き加茂眞淵翁の万葉考に万葉集の名かる也葉を詞にて歌といふや荷田大人疎かいもれき或人くわから文に万葉を於世の意れるふ依つれどもしかい字を借しのこせ葉と哥ふよせぞバ例を集るるやも聞えじ○集たる人是も同書に高野の御時孝謙天皇橘諸兄の大臣撰にまへて世継が物語ふ見ゆ四されや高野の御時より前聖武天皇の御代おらんとおもふ事あるも諸兄の大臣の撰ぞちふも古へ人いひつたへしふく實ふさアけらし普通の説ふも孝謙天皇の勅と奉て撰たまへさまど諸兄公薨逝の後に哥ゆ或て家持卿の增加あてとも云ひ又諸兄公ゆいあらびやもいひ種々先達の説ゆれど加茂翁も真の万葉集といふも今ゆる二

十巻の内ふ六巻うりて上の如く諸兄公の撰ふ治定せらるゝ○惣哥の事心雲の御抄に四千三百五首袋草紙ふ四千三百十首ヤうり○加茂翁新に改めらきたる巻次の一の巻二の巻と称て巻を結びたる巻十の巻ハ今の五の巻ハ今の十四の巻ハ今の十五の巻ハ新羅の御使の哥と中臣宅守茅上の娘子の贈和今の十六の巻ハ前後由縁ある哥ふて中ごろなり今の十五の巻ハ河村王大伴家持と入る家持の家集ハ戯笑躰とのせさるやあらむ今の三の巻四の六八九十七十八九十九の巻ハ家持の中ふもやあるべし今の五の巻ハ山上憶良の家の集今の七の巻ハ哥ゝ聊ゝ人の集めさ大夫の家の集て此二巻を他しかゝり

獵巻の次ハ家持の家集今の巻と微細ふ

十巻と九巻と今の五巻と十一の巻と今の八と十二と今の九と十三と今の四と十三

万一

と今の三と十四と今の六と十五と十六ハ今の十七以下今と同じかくあれ共此畧解ハ今の本の次ふるせるも年久しき事ハ嫌ふ今の本のつゝいつるよりよし凡例ふ

説ハ此注解ハ万葉考向別記のしよりて加茂の翁の家ふつどひてうけつらひしを

翁没後ふも好事論じあうて考得そりと思ふ

ヤして翁の考もらされしと思ふ

ひもと人々のいひ出せる凡例かい一て又契沖法師東五

とハあげつゝまと凡例

本居の先生の説ともうまさ采録千蔭自己の新説もそ

くれらば○枕詞の注ハ題辞考に申づりて畧しそれ

ふもまるも附録ふ注もるよし也○異本校合ふ用ひ

たるも

。古本と東京の本と九の本と京の本と一本とてる一本

。人の本ともてる一本

。拾穂本季吟の古本校合る外ふ古葉畧要集

。官本代匠記本ふ校合

。伊勢国

。活字本ハ本の

兼畧類聚抄ろ者本校合せし本と種の日ふ者つ言

雑の波先の祖江祐茂東茂翁の考御葉ふ抄る加

又此畧解作者橘千蔭と助けるし

源躬弦の三人なりけるよし

文以と上橘丸要例ハの○二十巻目巻

平春海潤道那

末に此万葉集畧解をへて三十巻寛政三年二月十日よを筆と起して同八年八月十七日に稿成きてさてあまあしび数へ正して同十二年正月十日まてにみづから書肆ぬ摘千蔭とありて彫下も一筆にて總十年の間に大成せるもの也巻首に寛政三年三月廿五日自序けり次に凡例けり○此書畧解と題すれども諸本と比校し訓と訂正したる事叮嚀反覆極て勤むるものにして諸注解の謬誤と改めたるも初心の輩にも會得し易く平假字もて耳近き言語つきに書綴ると以へども野鄙なる事なく大備ならバ駁雜ならず仙覺の抄ハ古風にして哥と解くに益おく闕珠菴の代匠記ハ精密に過て讀にも暇入り其餘諸名家の注釋少からねや此に得れど彼に失ひ此畧解のごとく全備しとあるものと見ゆ

板元

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎



# 三大考　一冊

鈴屋翁門人服部中庸著○天地國土のなりかさ其生出たる初發より今の如成堅了たるまでの趣を神代固有の傳にそさうひ深く考得て後に新に十の図と設け委細に説明め古来の大疑を氷解したる前人未發の卓論なり後に平田篤胤翁の著されたる靈御柱と云書も專此三大考に原きて述られつらむと覺ゆ抑三大とハ天地泉月の三にして佛書に地水火風と四大と称するに准へたる号なるべけれや佛説とハ天地の興にして漢儒の旧説とハ表裏せて但後世に聞けきる西洋の測算によは如くあれど是便自然にさるべき神代の傳のましなはところい○神代にハ天地泉相互に来往したるものなるを後にも此三大魂魄ならでを通達なまがとき事由なども考と熟覽もぞ露不審き事なし○本居先生の跋にさやま深く物よくかむがよれる西の國々の人どりしハにしへよていまざえうむがへ出ざまし事をしめづらかうち考へ出たる加もく

をしくや参出あるうもかくてかを高天原も夜之食国をいぶかしきくまれくハうつびぬをゝゝと称せて古事記傳十七の巻の次に附らる

## 神代正語　三冊

書名かみよのまさゝと訓をし○上代の文ハ上代の語もて語傳けれぞそれ記せる書ハ皆漢文なれど文字遣ふ拘らひて古言と失ひ古意と知ふ害多し古事記ハ古言を傳ふるを部とせつけて皆古語に訓遊されつきど讀者を猶文字ふ目の つきて訓のかろそうかろふみアぬべきをうきひ神代の巻だか残らび假字ふ書なしと門人横井の千秋主おみじにふをひみがら肌順経しなし初心の輩ふよみ習をせんと

かとひ發して此著述を請きけきバ翁甚悦ひ寛政元年四月五日のやどにかき終られたるよし序文ゆさ巻首ふも見えたア其躰裁ハ神代の巻と古事記と書紀とを合せて支のかもふきいやしゝ異るらぬハ古事記よりてい さうのたがひとそ二典別ろハあげぞ同支の異なると別ろはげて又をかくもあアとろし古事記ふもれたる支を書紀と取て古語ふりへしてあげとの二典ふハかれさる支の異古書ふみえそるとも一つ二つはげらもたり神名地名をべて物名を文字ふてえるし一々訓注を附清濁のさゞり尤厳重るアゝ初学の輩を先此正語とよみ口熟て古事記傳をもよむ時を学業の本末ふ詳しく軽卒のうやまちねらんうし○遠江人彩田土満序横井千秋主駿あり

## 出雲國造神壽後釋　二冊

往昔年々二月三月又正月十日ふ朝廷ふ参アて物献りて神壽といふ文と奏と有其儀式うアそめの支ふらびて神壽の詞を延喜式八巻祝詞の部ふ載られて詞と調をいと古く他書ふなき神代の傳も残りいとじく尤でたき古文章なれバ加茂真淵

翁の祝詞考ハ深くめでまふとみこれを鑒やしてを祝詞ともじめ万の文をもかきつべけもとをるされてよ世の人うりうやうりの名文ゐるをそめ本居翁もいよ〳〵尊じれて此書の末ハ古風の哥ともろされさて○後釋とん祝詞考の文と違あげ頭書とさずうつし出し次祝詞考の誤りを理て自己発明の新説と微細ふ記さる○

寛政五年九月出雲國造俊秀主序ゐり同八年刻成

## 御遷幸長歌

折本一冊

天明八年正月晦日内裡炎上寛政二年新内裡造營成り
て十一月廿二日遷幸ましはは翁今年六十一歳都ハ上
て御うつろひの大御よそひを見奉てよまれたる哥并
反哥二首なり御行列のありさま眼前ハ見るごとく
よみなしたる古風の長篇にして長哥よひ手本ハ
まさるハゆらじ大舘高門御遷幸をえ拜まぬ田舎人の
たゆよとて木に駐しひ



## 参考熱田大神縁起

一冊

尾張國熱田神宮ハ三種神器の其一草薙宝劒を納奉る
正殿中央ハ日本武尊を祭る天照大御神其餘三神を合
まつりて延喜式神名帳ハ名神大社とせり實に伊勢
ハ並びて千古不易の貴き神官ハ抑武尊の天下の大
功を立さき支申を愚なる智勇兼備の神徳万世ハ溢
をそり世を治る人うやまひ仰つりハでハ叶ぬ大
神ハましまそ抑此縁起ハ貞観十六年神宮の別當尾張
連清稲古記古老の語傳とて稿有しを尾張守藤原
村椙添削ありて落成し一通を公家に奉り一通を社家
ハ贈て一通を國衙ハ留めらるとき寛平二年十月十
五日なり當時儒佛の盛なりしにさる御説ともしらば
古傳純粋の縁起ハしてよろこび貴むべき書なれども
轉写して誤脱少うらぬと熟田の医師伊藤主計
信民諸本と以て其男子訓好と共に校讐し参考注解懇切
みて猶欠たる所あるを後秦門先生補修し
て上木せらる但し此縁起ハ武尊西征の支を記きれ

で古事記日本紀抄して巻末に補記されもとより神祇の次第摂社末社等の支ハ附録小載さるべバ此縁起一冊ざふ見る則ハ熟田大神の霊蹟ふれいてハなかつらなきをいかゞ○文化八年夏秦門先生序明和六年三月作者自序ありし

## 直毘霊　一冊

此篇ハ道といふ支の論ゝと注せられて先皇大御国ハ天照大御神の御産生ませる大御国ゝといふゝとしより万国とハ云ふとしるみかあらぬ貴き神の御国をれよりとゝめし神道といふ名も儒仏の教ゝ渡参て後皇国の古の大御手振とやさてきて神道と名つけられし支漢学のひろてて世の害になりけるゆゑを論して神道ハ天皇の大御業とかしこみうつゝしみの御薩ふらくれてゝかの御祖神をまつるべきかぎりのさをしてゝ世とてたるのゝ外なくたひて道ともひしくるらハきれるきからぶ



みこゝろと後ひ清めてそゞろし き御国おろもてお典とよく学びてよゝうせしく受行べき道をうりかこなゝ小てゝん其をゝるゞ行ゝるゝ神の道をゝりちがをあてけりとれふとしぢをとし世人の道をゝりちがへたるを禍津日の神のみをゝるゝてこのまゝをゝるをバ直毘神の御霊さりてこのまゝをゝを直さんとの意旨ふてかくハ名づけられけるゝ古の議論ハ古学の第一義なれバ闇誦のせらるゝまでもよみならくまやしき書ゝとを明和八年十月九日ふかきをへられつゝときに齢四十二歳ゝりも と古事記傳一の巻の附録るゝを求むる人の便宜をれ

## 萬葉能比禮　一冊

古来神道を称者佛道とハ排斥をゝ漢学を議せしもの をゝしをゝ為小本居翁をゝじめて古典をよく讀明らめ古人未発の見解を立聖人の非をあげられつゝもバ誰も驚きいぶかしをゝ信ぜざりしもさは支ゝ就中此匡

呂憤ふ堪ぎりけるか
や直毘霊ふ論じらもたる條々
を所々あげ口かまうせて論じかへし古事記書紀をも
これらもと議したる書るり○書名の意ハ直毘霊とい
ふが却て禍津日の神の狂業ぞとそれを攘ふ料の
ふて根の堅洲國なる蛇の比礼呉公蜂の比礼天の日の永の将来
せる浪振の比礼浪切の比礼の類として禍の比礼とハ路た
るべし

## 葛花　二冊

去る巨広呂万我能比礼と著し翁の聖人を誹さく悪ま
しを怒りみだるに直毘霊と悪ひ給せし無譬の説ハ
となりもえ見過しかゝ本文と抜出次に
弟と遊てこまゝふことゝ雑ぜらもた
をたるもるどいとおもろきが然くいよ
貴きこと漢ふの教の冒しからぬ支明白か知られたり
附録に産毘神の支異母兄弟婚合の支佛道ハさしき
専漢学を悪ま給ふ支の問答とのせらる○葛花とハ天



の下の学者千有餘年漢籍の教ふまどひたるを毒酒に
酔乱たるか為やへそもが醒さん為嘗よとて摘来
たるよしふ名付られる書名なて本草ふ葛花平
酒毒を消し腸風下血を治しあり東垣も解酲湯ふ用か
るといつり○明和八年よて十年をへて安永九年霜月
廿二日の夜出来○門人市岡猛彦上本ふたる時の跋ゆり

## 麻須美能鏡　二冊

古学の道年月ふ盛に行も今や儒佛かつら徒も
内外尊卑の差別とふて本居翁の学徳を仰ぎうべる
ふ世の中にみてはるると直毘霊葛花ふど著されてより
四五十年も星霜と経て狂詩ひ出るものをさ
らざりけると上野人沼田某彼万我能比礼のあへる
く説破もつるハ其論の拙かりし故ぞとてまさりぞ
ふ小級長戸の風と書三冊とつくて本居翁の説と
口ふまらせて罵り旧事本紀と崇信じ天之御中主命と
推立聖人と神のごく敬尊し又一家の学と立んとそと

こゝ信濃國上田の小林文康彼書の誣説の多きとその
まゝ初学の輩の惑ともなりて此書とあ
らそしその僻説とゝ漢学の道の教ざまのあしきをも
心ばうちゝ照しみよとて磨なす真澄の鏡照し見ば
漢の心の闇ハ明らんやゝ〻歌をよみやがて書名ふも
とゝさるなり○直毘霊葛花其餘の書ふも故翁様いと
もおゝし説とも書出古学者ふ益多き書し○本居先生
孫有郷主序尾張儒官鈴木翁序天保五年二月伊勢山本
吉正上木の跋あり

## 花能志賀良美　一冊

是も級長戸風と論ふたれ書にて下総國勝鹿小松川
あるゝれる菅原定理の著述るゝ麻須美能鏡し並見る
ふ歌竟ハ同じゝものゝるゝら其躰裁悉異うり彼ふあるき
し此に精く更ふ珍しきいひあしもあゝ初学ふも心得
易きと故とゝされゝ全文約ふして俗談平話もまゝへ
をかしみトあり序かくゝの心得ともさとし彼書ふて



ふをゝと錯ゝ假字づゝひとたゞへしをもまとゝりを
べて取遊き詞ゝてけゞりたゝ真澄鏡とよゝん人ゝ必
ゝさ此花のゝがらみをよゝるゝ○書名ハ本居翁を
櫻根大人ゝ諡せるふつきてさる悪風の為に花をちら
さじゝてゝがらみたるよしの名なるべし○一名を妙
ふゝ出しゝゝ戯よべゝゝゝも級長戸の風の風氣をうけざ
らゝめんゝてゝゝゝみづうらいゝり○天保九年四月自
序ゝゝ

## 詞玉合鏡　折本　二枚

岩雲花香柳澤信郷ゝゝ著ゝ○活語の定格変格に
先達の教漏されるゝを補ひ活用の例と詞数いと多く
出し心得易ゝるべく図ふあらはし細ふ訓さゝしなり
てふをは紐鏡詞のべゝ衢詞遺友鏡等ふ照合せゝしてハ叶
ゝね指南書ゝて語学家有益のゝゝ

## 天祖都城辨々

一冊

ある人忌部濱成の撰とせる偽書神別本紀と云物ハ天照大御神の都ハ豊前國の中津なりと謂るを破て天祖都城辨〻書一巻とゝらしてかの大御神の都ハ大倭國なりとしてそれよりしをとさ〻へるを本居先生此辨〻を著して此大御神の都ハ高天原にわなるよし諸の古書を引て論辨せられあるゝ尤本書れ漢文も残さび出さもバ別ふ中先見るふ殘ばこれハ寛政八年ふ上木してそもゝ既ふ著されゝとなり

## 地名字音轉用例

一冊

古ハ國名又郡郷名文字ふうら爰正字とまれ借字ふまきあ行べきまゝ定めを書たりしを和銅六年五月詔ありて畿内七道諸國郡郷名好字を著よゝ令あり延喜の民部式ふ凡諸國部内郡里等の名



並二字を用必好字とも有て後ふて悪よき文字に書へ二字ふ約されバ字音と借たるふもさ四のあやし轉用ゝり漢学者ゝるゞ此字音ととたるさ四のあやしさふ相模ハサウモ信濃ハシノウやよびつらんをさゞ志みのゝゞ後ゝ訛るしとやうにさへおを思ちんゝとて凡和名抄ゝ出れる國郡郷の名の訓注あるかぎりと出し或ハウの音とカの音ふ轉用ひ或ハシの音と〻の音ふ轉し又てアカサタナハマヤラの行の音同行通用せる例其餘雑の例を舘てこまゝふ注しをめされゝり此書とよくよみ考へて古人の文字遣の自由ゝるとも又猥るらぎゝとも知べし○寛政十二年刻成

## 手枕

一冊

源氏物語ふ光君六條御息所ふ通初ゝひしてじ先のさゝとバ〻ざと畧してかゝれぎ〻しいれをゝられゝ〻本居翁さゝよしを知らをぎ殆ふくあらねどかの物語のふ〻をまねび試んして三十三四歳れころ紅顔の巻

のはじめを補ふやうふうきすさまれたるが紫式部の筆づかひふもれとるまじく自在なるものふて文章かく手本ふハ究竟のまれるりがそすまをはられき夢の手枕ふれおりうを光る春の夜の月といふる哥あるふり手枕と名づけられたるるア

## 冠位通考

一冊

こも位階の沿革を古今通をし考たる書ふして先達のいまア心をとめざアし支といと明らふ論定せられて其功少からぞ上代ハ其家よつきての尊卑ゆりて冠位轉昇ろうアし支ふもじまア推古天皇十一年をじめて十二階の冠位とむられし支孝徳天皇大化三年七色十三階の冠を製せられ同五年二月冠十九階ふ改らもし支天智天皇三年二月廿六階ふなり天武天皇十四年正月より爵位の号を改め位記を賜冠の差別なくなりし支持統天皇七年朝服の色を定られし支文武天皇大宝元年の令ふ親王四階自餘三十階と定られて万代不易



の典しるれる支とかきたる支親王の位階僧綱の支神階位田の支までを例のてやアらなる筆ふてきそ〳〵しくかきつぐられたる考ふて有職学に志ある人も必見るべき書ふり○奥書ふ云文化二年七月廿三日注ふ堅固の草案ふ證文定めて相違ふりんふ重ふて比校そべき者也

石原喜左衛門正明述しるり

獵肉位殘位の支勲位の

## やをかれ日記

一冊

阿波國人岩雲花香ハ古躰の哥を好ミ語学に出精の学者ふり天保二年六月伊豆國高田郡多田泰明の家よりその子利貞とその家ふるし時の紀行ふり十五日ふ出立て廿二日ふかへアたるその日數をとアて八日記とるづけつるよしし哥數三十一首の中廿八日花香三首ハ利貞のし○巻首ふ精々翁培山の富士山の画あアて次ふ自序まさ此永樂屋前の主人片野善長上ふせし由の跋あり最風雅ふる躰裁し

## 消息案文

一冊

太もハ萍居黒澤翁滿著○手紙の文を昔ハ消息といふ。雅語の釋て五十音引にしたがひ。衣のいろあひのかさね

ふ。雅語の釋て五十音引にしたがひ。衣のいろあひのかさね

先日ハまれのいとい

かく文。文の封じやう。ことの尊卑の辨。文言葉

。文を本草の枝ふつくる文。哥を書入る文。月日を

にて懷中するふ便利みてもじ允ふ惣論ありて

小児女子ふもさかり易くかき記したる且小冊の横本

猶雅言を俗語ふ引當たるくどりのいとせまくて初学

の輩不自由なるもバ此書を專雅言俗語の相當とき

ためし消息文かくべきやうを指南せる文いと深切し

ぬたのなるをまして消息文ハ法とばづゝひの尊卑も

ゆゑ文章ハたとも思ひの外えかれ

程ハ哥ハよくよめども文章ハ

ふらひ雅訫もてかきたらんとする時いまだしき

屋て哥ゑどよむ人の手紙の取遣せんふ昔の消息ぶり



。調度の名の釋をもてに惣論の拾遺ありて

天保四年三月門人松本安樹序同竹之下直蔭跋ありて

合本一冊

### 繪入新板伊勢物語

伊勢物語の素本世ふ類多しといへども魯魚の誤をも訂さで上木せるものみなるを是を長禄二年の奥書ある寛文二年の版を得て文字の誤脱を類本ふて校合し新刻しつもで素本中の最上といふべし

新板繪入二冊

### 草

徒然草二百四十六段諸本ふ脱落いるを此本を或名家の本もて上本しさはいやまもなくて文字もふとくしかるて少人にもよみ易く傍れ假字も悉つけてつき草素本ふはこれを上ことものろべかゝ

# 後撰集新抄

十五冊

後撰集廿卷ハ天暦五年坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等に詔あてて昭陽舎ニ万葉集と讀解せさせ給ふ次たまと撰しむ一条摂政謙徳公藏人の少將たしそ時ふて和哥所の別當とかゝ云と袋草紙ニ志るせり○哥員ハ八雲御抄拾芥抄ともに千四百廿首今本ハ千四百廿六首俱重復六首あり○本居大平翁此撰集ハ古のみさをなりし代上村天皇御時の哥どもにて哥学の道ふりてハよく明めずて もえゐるまじき集ふむ中界うくて此集を論ふ古今集ハ大うた哥に彫まじらぞ撰へられて万足ひたるを此集を其ゲ表裏ふて四季意雑等分たゆかもひの外なるが殊に入話るなど都てい中界ハ撰ふて當時家々の集ままも何ふまを見るふ隨ひきくに從ひ彩集て其哥の好列をもいとば只集めふつめたるものと見ゆるが物学びの方ふとてハとれもいとうきしき辛にろん中界ことが註釋としてハ為家



の大納言ハ抄く季吟法師の八代集の抄さて契沖阿闍梨の聊ば書加へたるのみかていづを懇ふ鮮さ やしある物ハあらぞャ界あるにおのが門人中山義石て三河ハ國吉田殿ふ仕へて萬はめ人ハるが先つ頃彫其君より畏き俤夏と内々ながらうけすてこもが注解とふひものそれェェ○此集ハ学者の教要めるる度上註かいそれたれがどしばくろひれふき引れ風ふて題詠なくすべて由緒ゆる哥ふもを詞書をとめて意得がたき夏のそれるを義石ま先やっに深く考友ふかさら ひ師ふ質問し精しきが上もくとしく注解し諸抄及先達の説當時れ人の新説をもあふ獅後に限て進べ出して加く明細なる注釋ハ古今地類ふ發明せれハ追考ふのせ別記ふ出し集中作者の系傳官位等の次第を 巻末ニ挙たり

○一ニ三春　○四夏　○五六七秋　○九ニ十四恋

別記一冊　雑以下共追考　嗣則

## 新古今和歌集新鈔　四巻六本

外題ハ新古今和哥撰抄と有巻尾ハ新古今集註と
あて新古今集ハ土御門の院天皇の元久二年三月廿六
日後鳥羽の院天皇の院宣ハ参議右衛門督通具卿大
蔵卿有家卿右近の中将定家朝臣前上総介家隆朝臣右少
将雅経朝臣等の撰進ス此鈔の序ハ定家卿ハ父俊
成卿の奥ハ定家朝臣ハ此撰ハ心ハ通ぬけなれど又
かくしはそ二十一代のわろの巻き玉とくで金をとり人
もくに其撰傳ふは夏やくやどの時のならい
の心は鈔と見せ言葉の露のひしむそびやさしたさま
を此集にこそ侍れ此中をもとゆ宗祇法師も草庵の座右書
と名付て秘蔵せらるるしるし人の中されしるも
ていまもむろしも此集のとふるとびと愛さるも
しさて此新鈔ハ後鳥羽の天皇の御代ハ哥学者の名高
く詠哥もよのつ詠ならぬ下野の守平の常縁の先達
の説をこひ少々引簡を加へかきれくよし奥書ハ
ふり



太かはハ猶もたる哥多かりけるバ玄旨法印年木間
御説とも述て増補あるよ恵雲院殿近衛太閤三条内府の
今の本ハ此ら部の作者の系図巻毎ハ出る哥歌とも載さ
次ハ此ら部の作者の系図巻毎ハ出る哥歌とも載さ
り古学いまだ初らけさはさきの鈔物るれどさすがハ
近世の哥仙たる人の注解にてその哥れ本哥よみ入ら
もさる和漢の故実ハとも悉いけられたをで美濃れ
家裏ハどよひときふまづ一わさて讀までそえあるハ
じき書れり元江戸日本橋万屋傳兵衛の板ゐりりるを
購得て板木の磨滅かけ損じたるを悉直して善本とし

## 新古今集美濃の家裏五冊

新古今集とえらるるこそ哥道盛ハ行ても名人
上手雲の如く起て其風體も様々かきども其辞花々し
く其調艶やかし或ハ調子と痛てらんとて手ハ遠波の
奇なるとも詠出或ハ磊落と妖ミて常格ハ錯もあるとと

もかゝ英雄の所為なりとて憲秀遂られど打聞くらゐ歟ふ堪るなら又哥の
意も玄幽かし得るをくれし古今集等れ如く遠ら叙
味へハ容易く解し難きをがさき集より東野州の四巻
ハ俗語も諺解もあれど初学の為ふハ事せまく又迂
鏡抄加藤盤斎増抄あれ二十巻千九百八十餘首すべての注
抄遠羽此書ハ校集議論あるる哥のかき六百餘首と抄録
釋かハあらゆど例のおにまめやられる見解をもちて一首
もし刺もし又詞れかりいひまそしてふとれの用ひ義
ざまるど詞ミじかふ評注せられたもバ是ましてさおでを
かとハ思ひもつらざるし所も驚あきるそうを敬明
せらそ支少からび近調ハ哥人よみ味ときハ人の
よく辯へられ已のも自然功者ふるら益いと多かも
らむさてこの書ハ巻首ハ大矢の重門が物学に大垣より
来居て何くれとこの中に此集れ哥ども
の心ぞへとるひとふこまやうふといたづ祢るれさ
とあげつらひにたとれるじくを國ふか書
づとしてえさせよとおへるもう書てゟふ



とは寛政三年四月の夏ふて翁六十二歳の時るて
加藤磯足大矢重門及秦門漢文の序あり寛政七年刻

## 美濃の家裏折添　三冊

是ハ重門にあさへらもたる書ふして今附録やして合
姉も家づとふ残もる花もとてそへりかるじ山略れ
末とさづ祢て、と巻首ふ出して上巻ハ新勅撰集。續後
撰集。中巻ハ續古今集。續拾遺。新後撰。玉葉。續千載。下巻ハ
風雅集。新千載。新拾遺。新後拾遺。新續古今。まさかきふか
へて千載集こもらの勅撰ようしいる哥少
しづ抜出し校篇のどく寝も難しもおさまさ哥の
意とも釋せり契沖法師の難勅撰の説とも又難せり其
中に哥のミあげを評も注をるきあて後ふ書加へんと
たゝあしおられ
てあらねゞ其ま
もあらはべしみどてに有捨ゞきに
ふ上木せるく

## 尾張廼家苞　五冊　九本

此ハ新古今集美濃の家裏れ説と挙て殊か微細に褒貶し自の新説とも多く出して本集れ哥と釋せて美濃
れ家裏より哥人も多し正明ハ俗稱嘉左衛門尾張國神
守村の人なり初鈴屋翁に隨ひ後江戸へ出て橘枝保
已一の門に入る博覽卓見豪爽洒落の学者し故に其論
を哥の新古今時代の風調ハ相協ふ温和なる常格と放き
らざる至常の語少うして雄壮なるを有て閑然すべか
へ帰る時の家芭蕉書て与ふるよし巻首にえるせ
美濃の家裏ハ一もじを為ながらす又當時の哥れ風躰為
家為兼兩郷の門風の子細等いと委しく論冷せ美濃
尾張二つの家裏眼のつけどころ題隔えつもバ其説も
堅ハ相背けど彼も此道理備れバ近調家共
に熟覧せまかしき書どもをべ文政二年四月石原正俊
序にて鏡面を経れる自人象。と撰る比譬をひきて一



## 三代調和歌類題　六冊

三代とハ古今集後撰集拾遺集れ三代かて大うと同じ
風調の哥ゐて詞も調もいりぬ支るく哥の意雄々しくも
やさしくもそべて花も実もそれてこれと人空の
月ふあるとへ代々にくもらぬ詞の鏡ゐもハ定家卿の誠
哥大概よも詞ハ三代集といづ重からばしハのたまひ
おきてたてさもバ此類題ハ此三代の作者の哥ハ
み人れらもぬも三代の作者の哥つきえるきハ
さず三代集くよりふて世々の勅撰古今六帖管家
万葉哥仙家集夫木鈔るどよぬき出しえらひ集め哥
ふ隨て題を附もど原書の詞書ハ省うず四季恋雑に
類題しく初学の手本とるしこもハ三河國吉田
の城ゐる岩上氏の家刀自登波子といふ哥よみ文かき
がえらみふて女ふハ名づらしき支ゐ但しくそどても
そめたふハ夏日の毫磨定りか称つる支とひあくせたる
く中山美石實相院の故道るどのよし文政四年六月う
れとる本居大平主の序文ふあて今や都も鄙も哥道盛

小行をて初学の見るべき為として類題のあまた出来ぬまと字誤などまじりて害ふことなれ證例ふもひかもず座右ふかきても益ある支るし抑哥と詞やさしくこそれやに品高くこそよむものゝるとも人ふきさらむし新奇をのみ好むときハ姿も詞も心ざまも異様ふのみなり行てこもハ邪路ふかち入といふものゝれどとさらくを此あらぬ支るき三代調とよみそらんじて詠哥修行わるべきしもと三代調類題とあるを和哥のもじ入たるを見易らんとてのつざなり巻尾ゝ文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり

## 江戸職人歌合　二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合などの風ふ倣ひ江戸當世の職人とあつめそもらが七月十日浅草の観音堂ふ通夜し月ゝ恋ゝ題もて哥よみさるを左右につがひ名主能も哥よゝ判者ゝもるゝて勝負をつけたるやうにつくりなしたる戯筆ふて難陳もあり哥も例のごく俗談をまじへゐるがゆゑ今の狂哥者流のえせ哥ゝもあらゝ上手のロつきいちぢるくゝ面も加へたるふそのさま見るゞとしい興深き哥合なり

一番左名主　右大屋
二番左傭者　右医者
三番左八卦見　右人相見
四番左いちこ　右頼人
五番左青物賣　右魚賣
六番左虫賣　右苗賣
七番左馬方　右車引
八番左呉服屋　右ちりめん
九番左女郎　右藝者
十番左夜鷹　右船鯛頭
十一番左獄多　右乞食
十二番左鷹者　右臥烟
十三番左猪牙舟こぎ　右四ッ手駕かき
十四番左覚兵衛獅子　右軽業
十五番左そむや　右湯屋
十六番左紙屋　右茶屋
十七番左酒屋　右鮓屋
十八番左みそ賣　右ざる賣
十九番左華結　右経師
廿番左屋根葺　右左官
廿一番左畳刺　右石切
廿二番左水くゝり　右上菓子屋
廿三番左付木賣　右幕賣
廿四番左座頭　右山伏
廿五番左念佛宗　右題目宗

○石原正明弟齋周文化五年五月十五日伊豫國ふてか

けるを序あるまさ正明の奥書ちを　右江戸職人哥合は
文化二年七月十日浅草寺ふ於てこもりて磯部千貝聞
書をる所みて奥遊さるふ依て傳写と聽さる池南搢紳
藤原春季図してをと賜ふ珍重こと予坊為地屋
封ぞべきれ世も猶四山賊あて昭職人をして文化ふ渥
浴せしむ堯舜の民ふ勝ものるとのう重て弥重

## 玉勝間　附目録一巻　十五冊

是ハ本居翁の随筆ふして若年より讀書の度抄録あて
てやてすつべきふもちらぬ吏を始事に綱て見聞りて
しこやの沙汰道にうれる教のこふもあらび花紅葉
ふよれる風流今昔都鄙ふつとへたる土俗の習何と定
まりたはもれく年頃鞍のまふ書をさまもたるが
尋常の人けよしるしおやとをたがひ古学者の為ふて
金ふ換ぶさき重宝とりぬ○尾張の雅嘉云書體全く
随筆ふして古書をあさる中ふも記録の教多し
ぞ。文化九年正月植松有信の跋ふ云と書此ふミてや



むのうざらをつくろはずうき世ふ給へるハ今も昔つ
から物うりたまふやうふて川巻をくてかへし見る
たびふ有信等そのうみ大人の御許ふさぶらひていい
きらせすしてらしてきの初若菜よりおもひ草
の巻まで翁の彫下をて以上も同じ
以下ハ翁没後他筆ふく清書を初編を寛政六年刊行の
ち三巻づ彫刻し目録一冊とそへて十五巻五度ふし
て成就をるよし孫本居萬丸ふ目録の後ふ付さる彼
目録も十四巻中の件々ふ附をくてしくして見る人の
便宜とれ
○詩軍けをぐ伊に面白ふ玉がつまはみてあ〜ろを野の
べ・のそさびふと一巻の前ふ記てやうて劃線とせら
一の巻　初若菜　六十条　二の巻　櫻の落葉　四十八条　三の巻　ちぢのはな　四十六条
四の巻　ますも草　八十条　五の巻　桔梗野のをき　四十七条　六の巻　あめ　六十七条
七の巻　ふぢるみ　六十五条　八の巻　萩の下葉　百十八条　九の巻　花乃雪　六十二条
十の巻　山菅　手九条　十一の巻　さうび　七十二条　十二の巻　山ふき　八十五条
十三の巻　おもひ草　百十条　十四の巻　つ〜椿　九十二条　十五の巻　惣目録

# 發行

# 書肆

江戸日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　須原屋新兵衛
同　淺草茅町二丁目　須原屋伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　両國横山町三丁目　和泉屋金右衛門
同　芝神明前　和泉屋吉兵衛
大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　心齋橋通安土町　河内屋和助
同　心齋橋通博勞町　河内屋茂兵衛
同　心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
京都麩屋町通姉小路上ル　俵屋清兵衛
尾州名古屋本町通七丁目　永樂屋東四郎

国立公文書館
National Archives of Japan